

織豊期の都市法と都市遺構

小島 道裕

はじめに

- 一 安土と八幡
- 二 松ヶ島と松坂
- 三 米沢盆地の小城下町——地域性の問題
- 四 播州三木——織豊期都市法のその後

はじめに

現代の主要都市の多くが近世城下町にその起源を持つことはよく知られているが、翻って守護所に代表される中世地方政治都市は、そのまま近世城下町に発展したものはむしろ少ない。近世城下町とそれを中心とする領国体制の成立は、中世を通じて進められてきた武士による地域支配の最終的な完成であり、そこに至る過程は武士

の形成する都市が中心地性を確立していく歴史であったとも言えるが、なおこの両者の間には大きな隔りがあると言わざるを得ない。最終的に都市として定着しえなかつた中世段階の政治都市から、領国の中心地として地域社会に卓絶した地位を占めた近世城下町への移行を考えるためには、織豊期、特に天正年間（一五七三～九二）に建設された一連の城下町が、まさにその過渡期に出現し、この移行がいかにして進められたかを如実に示すものとして注目されねばならない。そして、その解明のための方法としては、同時代の稀有の関係史料である都市法の分析と、都市遺構をもとにした都市構造の復原的研究がその中心となるべきものであろう。

本稿は、ごくわずかな事例の検討にとどまるが、織豊政権の下で建設された近江の安土・八幡と伊勢の松ヶ島・松坂、及び伊達領国の中心部であった米沢盆地に散在する小城下町、そして幕藩制下で

の播州三木を取り上げて、この問題に若干の考察を試みたものである。

都市遺構は、同じ場所に継続して存在した場合には最終時期以外の特定時期の復原は困難となるが、ここで取り上げた事例、特に安土と松ヶ島では、建設された都市でありながら間もなく放棄されて移転してしまう所にその本質的な特徴があると考えられ、このような、戦国期段階の城下町とは一線を画しながら、近世城下町として定着せずに放棄されてしまう「暫定的近世城下町」とも言うべき一群の城下町は、遺構による都市構造研究の恰好の素材と言えよう。

そして都市法は、この都市遺構の問題と決して無縁ではない。佐々木銀弥氏は楽市楽座政策について、それは「領主と全商人との間の収奪関係、階級対立関係の修正・再編の問題でもあった」と指摘しており、この所謂「楽市楽座令」が都市、就中城下町の問題で⁽¹⁾あることは別稿でも既に述べたが、単に都市法にとどまらず、都市(城下町)の建設自体がそうした階級間の、また領主間、商人間など階級内の矛盾を止揚し、新たな近世社会を形成するための必然的な手段であったと考える。中世末〜近世初の激しい都市建設と移転の意味は、そのような視点によって初めて明らかになるものと思う。従って当該期の都市法は、これらの諸矛盾の、そしてその止揚の方法の表現である都市の構造と照し合せながら解釈されねばなら

ない。本稿ではその総体的な検討には至らないが、遺構の分析から導き出される問題と対照しつつ、いくつかの点について考察を試みることとしたい。

一 安土と八幡

都市法と都市遺構を合せて考えるべき事例として、まず安土を取り上げたい。言うまでもなく、安土は織田権力が中央政権化すると共に信長自らの居城として建設された城下町であり、近江においては守護所でもある六角氏の観音寺城・石寺を受け継ぎ、湖北の長浜、湖西の坂本などと共に湖東地方における中心地として地域的な中心地機能を果たしたと考えられる。安土山下町に出された一三条の掟書は、それまでの市場法・都市法を集大成すると共にそれ以後の織豊政権下の都市法の規範となったものであり、また遺構は八幡への移転以後大部分が農村化し、なお全面的な破壊は免れている。安土の歴史的な位置付けについては既に若干述べたが、ここでは掟の条文と遺構をやや詳しく検討してその問題点を探ることとしたい。

(一)

まず掟について検討したい。全文を掲げれば次の様である。

定 安土山下町中

- (1) 一当所中為樂市被仰付之上者、諸座諸役諸公事等、悉免許事、
- (2) 一往還之商人、上海道相留之、上下共至当町可寄宿、但於荷物以下之付下者、荷主次第事、
- (3) 一普請免除事、但御陣・御在京等、御留守難去時者、可致合力事
- (4) 一伝馬免許事、
- (5) 一火事之儀、於付火者、其亭主不可懸料、至自火者、遂糺明其身可追放、但依事之跡可有輕重事、
- (6) 一咎人之儀、借屋并雖為同家、亭主不知其子細、不及口入者、亭主不可有其科、至犯過之輩者、遂糺明可処罪過事、
- (7) 一諸色買物之儀、縱雖為盜物、買主不知之者、不可有罪科、次彼盜賊人於引付者、任古法贓物可返付之事、
- (8) 一分國中德政雖行之、当所中免除事、
- (9) 一他国并他所之族、罷越当所仁有付候者、從先々居住之者同前、雖為誰々家来、不可有異儀、若号給人臨時課役停止事、
- (10) 一喧嘩・口論、并国質・所質、押買・押売、宿之押借以下、一切停止事、
- (11) 一至町中遣責使、同打入等之儀、福富平左衛門尉・木村次郎左衛門尉兩人仁相届之、以糺明之上可申付事、
- (12) 一於町並居住之輩者、雖為奉公人并諸職人、家並役免除事、

付、被仰付以御扶持居住之輩並被召仕諸職人等各別事、

- (13) 一博勞之儀、國中馬売買悉於当所可仕之事、

右条々、若有違背之族者、速可被処嚴科者也、

天正五年六月 日

(織田信長)
(朱印) (紙背) (4)

まず、この掟が「安土山下町」という「当所」に出された、場の属性を定めた法であることに注意すべきであろう。これはその目的が建設都市への集住の促進にある以上、ある意味で当然なのだが、それと共に、この掟が本来居住者のいない、場の法である市場法の系譜を引き、「樂市」として市場に擬することでの属性を援用したものであることも不可分の関係にあると思われる。この点では網野善彦⁽⁵⁾・勝俣鎮夫⁽⁶⁾両氏による、平和・平等などの属性を持つ特定の場、平和領域としての市場とその典型としての樂市場という指摘を肯定したい。

勝俣氏は更に、樂市令を旧来からの樂市場の保障である「安堵型」と、大名権力による都市・流通政策として発令された「政策型」に分類し、「為樂市被仰付」という「樂市化文言」を持つこの安土掟を、「樂市たるの上は」といった安堵文言を持つ安堵型と区別される政策型樂市令の典型としている。しかしこの説は、文言の区別に意味があるとしても、安堵文言を持つ樂市令が先行する権力

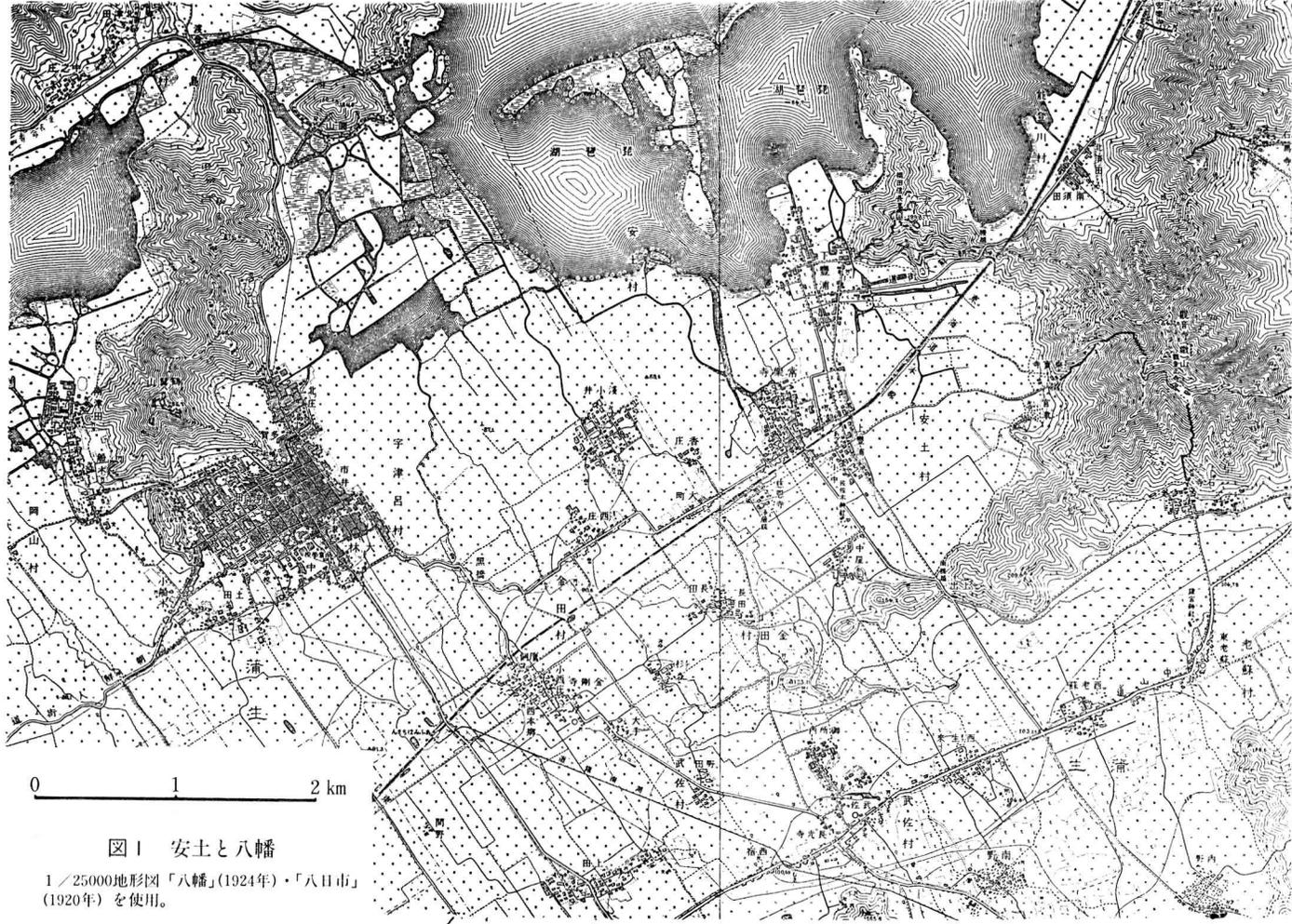
による楽市化の安堵である可能性を無視したもので論理的に欠陥があり、また実際にも成立たないと思われる。⁽⁷⁾もし在地の楽市場の保持する機能を安堵する場合があったとしても、大名権力はそれを自らが付与するものとして認めるのではないかと考えられ、その直接の安堵という「安堵型楽市令」は現実には存在しないと思われる。網野・勝俣両氏の想定した「楽市場」の存在自体を否定するつもりはなく、むしろ大名権力があえて「楽市」という言葉を借りてその理念を表現しなければならなかった所にその奥深い規定性があると考えられるが、さりとて大名権力がそのような権力と隔絶された場をそのまま認めたとはいえない。それは「安堵型文言」といった次元の内容操作で容易に見つかるものではないはずである。また、楽市令の内容をすべて「楽市場」の属性に還元して説明することは、大名権力の出した都市法としての楽市令の分析を放棄することになりかねず、本稿ではその内容を規定した現実の条件を中心に検討を行ないたい。

条文に戻るが、この「楽市」の語は、安土掟の様に全体の冒頭にある場合は、一種の理念としてその場の特権全体を象徴的に表現する語であると思われる、別稿⁽⁸⁾でも述べたが、佐々木銀弥氏の様にこの語自体を座特権否定、諸役免除などの特定の意味に限定して解釈する必要はないであろう。そのことは佐々木氏の指摘した「楽市楽座

記載を欠く楽市楽座令」の存在から既に明らかであり、この安土掟でも、「為楽市被仰付之上者」という文言は無くとも文意が変わるわけではない。

そしてこの文言だけでなく、第一条自体が掟全体を象徴する総論的な性格の強い条項であると思われる。この点について佐々木氏は、第一条の「諸役・諸公事免除」を、第三・四・一二条の普請役・伝馬役・家並役と区別される、市日に往来する商人に対する市場税・営業税などの課税の免除と解釈しているが、そうではなく、第一条で「悉免許事」と原則を述べた上で、個別の役についても必要に応じて各論の形で条項を設けたものと見るべきであろう。佐々木氏が第一条を市日往来商人に関する規定としたのは、「楽市」を市座特権の否定と見なし、第二条以下を都市法的部分として区別したためだが、安土で市が開かれていたかはともかく、市日往来商人の規定とするのは、この掟の目的が集住による都市建設の促進にあったと考えられることから見ても不自然である。

一方、高木昭作氏は第一条の「諸座・諸役・諸公事」を「諸座の諸公事・諸役」とする解釈を行なっているが、これは同趣旨の蒲生氏郷の日野掟⁽⁹⁾第一条が「当町為楽売楽買上者、諸座・諸役一切不可有之事」となっていることから、座に対する役を免除したものであるが、都市内での座特権を否定したものであることは明らかであ



る。

次に第二条の強制寄宿条項だが、これが上街道（中山道）の通行を禁止し、信長が設定した安土を通過する下街道（ほぼ後の朝鮮人街道、図1参照）を通行させることによって、中世後期に成立していた上街道を中心に分布する市場群とそれによる地域構造を否定し、安土へ諸機能を集中させて新たな地域構造を編成するための手段であることは既に述べた。⁽¹²⁾ 勝俣氏はこの条項を、伝統的市・宿の機能としており、強制寄宿が安堵を受けている事例があるからという勝俣氏の論証は必ずしも説得的でないが、伝統的な機能の強権的適用という指摘自体は継承すべき視点と思う。

第三条・第四条の普請・伝馬免除は、先述の様に第一条の「諸役・諸公事悉免許」に対する各論と見るべきものであり、この二つが特に掲げられたのは、役負担の中心的なものと思なされていたためにそれが課されないことを明記したのではないかと思われる。また普請については、付則での限定にもあえて掲げた意味があろう。

第五・六・七条が連座の否定による町人保護規定であることは、早く小野晃嗣氏によって指摘されており、⁽¹³⁾ 勝俣氏は楽市場の無縁の規定性という観点から同様の解釈を行なっている。これも検証困難な問題だが、こうした規定が全くの上からの創出ではなく、市場など在地の何らかの慣行を取り込んで成立したものであることは一般

的に承認されうると思われる。

第一〇条の平和条項は明らかにそうしたものの一つであり、喧嘩・口論、国質・所質、押買・押売、宿の押借等の禁止の内、前三者までは市場法の典型的な内容であるが、⁽¹⁴⁾ それが市場の平和という在地での慣行の反映であることは、これも小野晃嗣氏に指摘がある。⁽¹⁵⁾

第八条の徳政免除については、勝俣氏が楽市場の属性の一つとした借錢・借米免除（債務破棄）との関係で論争があり、それについては既に若干触れたが、⁽¹⁶⁾ この徳政免除条項は明らかに都市居住者に対する債権保護であって、特に勝俣氏の様に「無縁」の原理に基づくものと考えする必要はない。楽市場の属性として問題にすべきなのは債務破棄条項の方であるが、この安土掟ではそれが含まれていない点に注意する必要がある。この点については後述したい。

第九条は、勝俣氏が信長の加納（楽市場）掟第一条と同趣旨、即ち「あらゆる俗世間的縁・絆を絶ち切る場」という楽市場の基本的属性を体現するものとした条項であり、加納掟第一条については異論も出されているが、この安土掟第九条との対比の点で、来住者に対する旧領主など外部からの課役の否定という勝俣氏の解釈を承認しうることは既に述べた。⁽¹⁷⁾ この場合も、それが平和領域としての楽市場の属性を反映したものであることは認めたいと思うが、しか

し、このように町掟という上からの法として出されている場合、それを保障しているのはあくまでも大名権力であることは忘れてはならないだろう。そして、信長の家臣にすぎなかった蒲生氏郷が、その城下である日野に対してこの特権を認めることができず、来住者の元の領主が課税することを認めざるを得なかったことからもわかる様に、この条項は大名権力にとってもかなり厳しく、容易には実現できないものであった。

そのことは地子免許についてもあてはまるのではないかと思われる。この安土掟には地子免許の条項はなく、勝俣氏はこれを織田権力の楽市の限定目的の故としているが、そうではなく、都市域一円の地子免許を保障することは、大名権力にとってもかなり困難なことだったのではないかと思われるのである。楽市令の目的が都市への集住である以上、地子免許という来住者にとって魅力的な条項を提示することができなかった所に、むしろ権力の限界があるのではないかと考えたい。事実、信長権力の下では都市域全体の地子免許の事例は大変少ないのであり、確実なものとしては、永禄一〇年(一五六七)、一一年の信長による加納(楽市場)の例を挙げうるに過ぎない⁽¹⁹⁾。一円的な地子免許を実現するためには、そこに権利を持つ者に替地等を保障する必要があるなどの問題があるため、大名権力が一方的に賦課する役とは異なって、大名の側に地子を取る意志

がなくとも容易には実現できなかったはずであり、地子免許の条項がないことはそうした点から説明されるべきものと思う。安土では、おそらく信長の側からは地子が課せられなかったが、都市域全体での基本原則とするには至らなかったと見るべきであろう⁽²⁰⁾。

この問題はなお検討を要するが、いずれにしても、楽市令に現われる諸特権をそのまま楽市場の属性と見なす勝俣氏の方法は是認できない。そもそも市場の本来のあり方を示すと思われる『一遍上人絵伝』の福岡市や伴野市の様な定期市、即ち住人のいない全くの交易の場としての市場では地子という収取形態自体が存在するはずはないのであり、地子免許を楽市場の本来の属性とする勝俣氏の説には矛盾がある。また債務の取り立て禁止という市場の持つ特権も、本来市日という時限的な存在に成立していたものであり、定住段階での都市法の債務破棄とはおのずから意味が異なる。楽市場の属性とその権力による適用の形態とは区別して考える必要がある。

第一条については、勝俣氏は本来楽市場が保持していた不入の慣行に基づく権限の保障としており、これは第一〇条と並んで平和領域としての市場の属性を継承するものと考えてよいであろう。ただし、ここでそれを保障しているのはいずれまでもなく大名権力であり、その保障のためには外部からの遺責等の行為を直接行なわせないための何らかの機関が必要となる。福富・木村の二名はこうした

点で安土に権限を持つ一種の町奉行的存在と言える。⁽²¹⁾

第二二条は奉公人（武士）と諸職人の町並居住に関する条文だが、その文意は、（諸役免除の一環として）町並役が免除されることを明示し、奉公人や諸職人であっても妨げられないという原則を確認した上で、信長の扶持を受ける武士と隸属する諸職人を例外としたものである。その歴史的な位置付けについては朝尾直弘氏の解釈があり、それは、安土は新しく建設中の都市であるため、奉公人であれ諸職人であれまずその集住を図り、他方で身分・職能の未分化な家臣団・扶持職人集団をこの優遇措置の対象外として町人との区別を立てようとした、とするものである。⁽²²⁾

家臣団居住地と町屋地区の空間的区分については後にも述べるが、ここで言う「町並」が何を意味しているのかがまず問題となる。それが後の城下町のような、武家屋敷地区に対する町屋地区であるということは、武士が混住し、また武士自身も商職人と必ずしも分化していない以上、少なくとも純粋な意味では成立しえないのであり、武士居住地区を含んで成立している「安土山下町」の町並全体がその対象であると考へざるを得ない。付則で自らの家臣団に関する例外規定をわざわざ設けねばならなかった背景には、城下町掟の対象から家臣団を空間的に分離することができないという城下町としての未成熟な姿がある。天正一六年（一五八八）の蒲生氏郷の

松坂掟には「殿町」に関する条項が含まれており、それが「殿町之内、見せ棚を出商売之儀、令停止事」という武家屋敷地区での商売を禁じる内容であることは、安土などそれまでの城下町では一般に武家屋敷地区と町屋地区とが明瞭な形では分化していないことを意味すると言えよう。

こうした武士と商職人の身分・職能、及び空間的な未分化は当然安土以前の信長の城下である清洲や岐阜でも確認することができ。まず清洲では、「町人」は「惣構をよく城戸をさし堅め」と指示を受け、時には竹槍を持って合戦に参加する様な存在であり、「尾州清洲の町人」であった具足屋玉越三十郎は、もと信長の小姓衆であった旧知の四名と共に遠州で討死を遂げさえしている。⁽²³⁾ 清洲城下町の形態については別稿で若干触れたが、惣構の中については武士と町人が共に居住していたという以上のことはわからず、おそらく両者の間に明瞭な区画はなかったと思われる。

また岐阜では、織田氏の馬廻りでありかつ宿屋を営む塩屋大脇伝内の例がある。⁽²⁴⁾ その家は信長の居所へ「廿町計」もあったというから、城に付随した武家屋敷地区であったとは考え難い。⁽²⁵⁾ 岐阜についても別稿で述べたが、惣構の中にはやはり町人と武士が共に住んでおり、明瞭な区分は認め難い。後世の絵図では山麓に続いて武家屋敷地区が「古屋敷」として残っているが、岐阜が関ヶ原合戦後まで

城下町であったことを考えれば、町屋との区分は信長当時にはよりルーズなものであったと考えてよいだろう。なお、この塩屋大脇伝内は後に安土で宗論の発端となり、信長に「一国一郡を持候身にても似あはざるに、おのれは大俗と云ひ町人と云ひ、塩売の身として」不届きであると罵られて切られるが、「一国一郡を持候身」と「町人・塩売」は、実はまだ実態としては矛盾するものでなかったはずであり、信長はここでこの両者を区分するためにあえてそう言い放ったのではないだろうか。塩屋大脇伝内の処刑は、こうした両義的な存在が認められなくなってゆく安土での象徴的な出来事であったかもしれない。

そして、安土を継承した豊臣秀次の八幡山下町掟⁽¹⁾では、安土掟第一二条に相当する第一一条の付則は次の様に変化しており、家臣団についての規定は消えている。

付、加扶持召遣諸職人等各別事、

後述する様に、八幡では「八幡堀」によって城及び武士居住区と町屋地区とが明瞭に区分されており、この条文の変化はそれに対応するものと言える。武士は城と一体になった武家屋敷地区に集められたために「八幡山下町」の掟には規定の必要がなくなり、一方職人は町屋地区に残される故に、なお召使われる者として役負担を課されることが明示されねばならなかったのである。

第一三条では馬売買の安土での独占が示されている。「國中」は「分國中」と区別されているので「一応近江国と解すべきだろうか。別稿⁽³²⁾でも触れた様に、博労座を持つ保内商人がその一つの対象になっていたはずで、安土の常楽寺に残る「博労町」の地名はこれに関係するものかと思われる。

(一)

町掟についての考察はひとまず以上に留め、次にこの「安土山下町」がいかなるものであったかを遺構に基づいて検討することとしたい。⁽³³⁾

まず、この掟が場の属性を定めたものである以上、「安土山下町」は一定の範囲を持つ場でなければならぬ。遺構を明らかにするために作成したのが図2であり、湖岸、道路、水路を明治期の地籍図⁽³⁴⁾によって現行の一万分一地形図の上に投影し、更に江戸期の村絵図⁽³⁵⁾や天保期の新田開発関係の絵図、及び図1に掲載した地形図などを参考に、後世の陸地化と考えられる部分や芦地などを除去したもので、城下町当時の湖岸線にかなり近いものになっていると思われる。

さて「安土山下町」の範囲だが、その主要部はおよそ図2に示した範囲内と考えて差支えない。即ち、北辺は湖岸で一応問題なく、

東辺は、北部では城のある安土山との間の水路、南部は東端の南北路より東側に明瞭な段差があり(図1参照)、そこまでと考えられる⁽³⁷⁾。南辺は明確な痕跡はなく明らかにし難いが、条里地割の残存などから考えて、鉄砲町・鍋屋町の付近より南へ延びることはないと思われる。西辺は、北部では当然湖岸まで、南部では、慈恩寺の浄厳院の西側、「青屋」・「西の木戸」を通り、東へ折れて「永原町」の西を北上する水路が、地形的に見ても町の境界に関係している可能性があると考える。浄厳院は「安土町末」であったとされており⁽³⁸⁾、また「慈恩寺町末」で張付が行なわれていることも、ここが町の入口であることを示すものであろう。「西の木戸」の地名は或いはそれに関するものかもしれない、この部分では後世の所謂「朝鮮人街道」よりも「景清道」と呼ばれる道の方が主要路だった可能性も考えられる。「青屋」はおそらくこのような境界部分に住まわされた賤民の居住地の跡かと思われ、そうであれば先程の「慈恩寺町末」での処刑にもこの青屋が使われていたはずである⁽⁴⁰⁾。

安土城下は、以上見てきた様に、基本的には安土山に続いて南北に延びる台地上に形成されており、景清道より北側の、条里と方向の異なる道路は、この台地に合わせて城下建設時に計画的に造られたものと考えられる⁽⁴¹⁾。また、城下がほぼこの範囲であることは、早くから注意されてきた八幡との地名(町名)の一致からも確認でき

る。図2にゴチックで示した地名がそれであり、すべてが移転による一致かともかく、原則的には安土城下町時代にそこが町であったと考えるとよいであろう⁽⁴²⁾。

以上、安土城下の概略について述べてみたが、その形態上の特徴は、岐阜や六角氏の石寺の様に市町が分離した二元的構造を脱して、城下全体が一つにまとまった一元的構造となっていることであり、それは楽市令の対象が市町部分だけでなく城下全体になっていることに照応していることは別稿で述べた⁽⁴⁴⁾。

しかし、当然その内部は均質な空間ではなく、機能的にもいくつかの部分に分かれていたはずである。まず指摘できるのは家臣団の居住区であり、安土城を頂点として安土山一帯に広がる現存遺構の他、まず安土山の西側、即ち百々橋と活津彦根神社を結ぶ線より北、「永町」より東の地区を家臣団屋敷と推定でき、『信長公記』には次の様にある。

(前略) 西北海の口に舟入所々にほらせ、請取の手前前に木竹を植ゑさせ、其上江堀を填めさせ、各御屋敷下され候。

人数

稲葉刑部・高山右近・日禰野六郎左衛門、日禰野弥次右衛門・日禰野半左衛門、日禰野勘右衛門・日禰野五右衛門・水野監物・中西権兵衛・与語久兵衛・平松助十郎・野々村主水・河尻

与兵衛・金盛五郎八、⁽⁴⁵⁾

図2の北辺付近には、高山・川尻・金森の地名があり、これが位置から考えても右の史料の高山右近・河尻与兵衛・金盛五郎八にそれぞれ該当すると考えられるのである。⁽⁴⁶⁾ これらの地名が湖辺近くの島状の部分に位置しているのは、おそらく天正八年という城下町建設の開始から日の経った時点のためかと思われ、それらの内側から南にかけての部分は、より早い時期に武家屋敷地として造成されたと考えられる。ここに存在する堀状の遺構は、おそらく『信長公記』にも見える「舟入」と関係する、屋敷を湖水に結びつけるための人工的な施設と考えられ、地籍図を見ると、この堀とそれに平行する道路に面して、短冊状にかなり規則正しく並んだ地割が存在することがわかる(図3参照)。安土山の山腹や山麓に邸を構えた家臣よりも小さな、中・下級家臣の集住地であったのではないだろうか。この部分に町関係の地名が見当たらないことも、ここが基本的に武家屋敷地であったことの傍証となろう。しかし、この地区と町屋地区との間には、境界となる堀などの施設を見出すことはできず、このことは先述の様に武士と商職人の身分・職能が未だ十分に分化していない状況を反映したものとと言える。

この他に家臣団の居住地としては、前述の安土山の南に堀にはさまれて存在する二つの帯状の部分があると思われ、やはり道路と堀

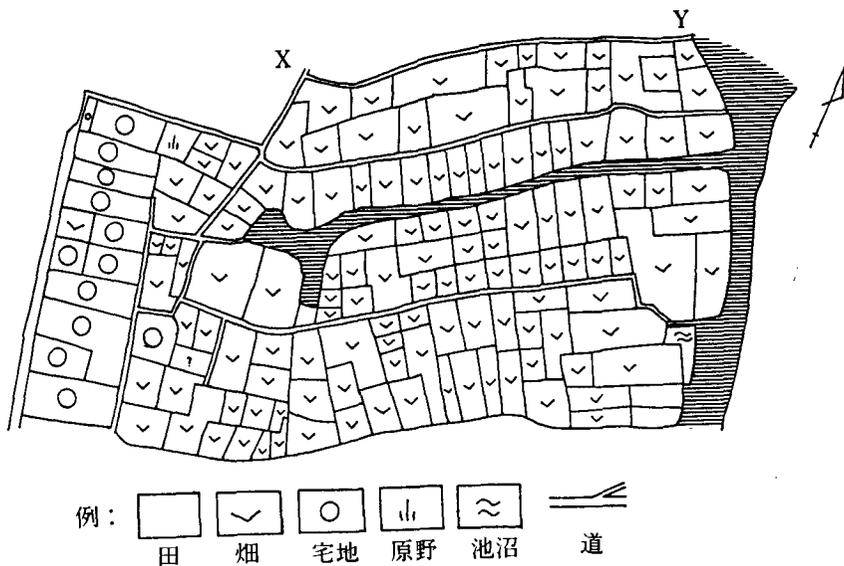


図3 下豊浦地籍図 (小字大須田の一部。明治後期。図2参照)

に面して規則正しい短冊状の地割が認められる。また、修道院の建てられたと思われるダイウス付近にも家臣団の居住地があったらしい。⁽⁴⁷⁾

一応家臣団居住地として設定されていたと思われるのは以上だが、⁽⁴⁸⁾前述した町掟第一二条から考えて他の部分にもかなり散在していた可能性があり、また織田家臣団以外の奉公人や「誰々家来」も混住していたはずである。

しかしおおよその配置としては、以上の安土城付近の武家屋敷地区に対して、どの程度まで実際に都市化していたかはともかく、残る部分が「庶民と職人の町」⁽⁴⁹⁾として設定された、基本的には町屋（及び寺社）の所在地であったはずで、そのことは先に見た地名分布からも推定できる。そして、その中で常楽寺と下豊浦の「本町」の付近は、港湾としてやや特殊な地位を占めていたと思われる。

まず常楽寺は、安土築城以前から信長がしばしば滞留しており、⁽⁵⁰⁾守山などと並ぶ宿場機能を持った町場であったことはほぼ間違いない。またここは江戸時代にも港として機能しているが、⁽⁵¹⁾長命寺の天文四年（一五三五）の結解状に「常楽寺給人」と見えていることから、中世でも港であったことは確実である。⁽⁵²⁾地割の点からも、その西部では先述の城下の街路の方向とは異なっていることが注目される。⁽⁵³⁾

下豊浦については、「本町」、「池田町」、「正神町」の地名が八幡にも存在することから、この付近が城下町時代に町屋地区であったことは確実であり、「大船止」、「問屋屋敷」などは港関係の地名と考えられる。ここもまた江戸時代においても港であり、この港町が城下以前に遡るかどうかが問題だが、⁽⁵⁴⁾確証はないものの、港に蛭子神社が存在することや、⁽⁵⁵⁾活津彦根神社がこの付近の中核になっている様に思われること、⁽⁵⁶⁾また元龜四年（一五七三）に豊浦へ沖島より礼米を集めている例があること⁽⁵⁷⁾などから、やはりこの港も中世まで遡ると考えてよいと思われる。薬師寺領豊浦庄の年貢積出し港であったと考えることもあながち無理ではなからう。

(三)

安土城下には中世来の港町が含まれており、全く新しく建設された都市とは言い難いことを指摘したが、⁽⁵⁸⁾前述した武士と町人の未分化と掟の関係についてと同様、このこともまた町掟に反映されていると思われる。

まず勝俣氏が米市場の属性の典型として挙げた、⁽⁵⁹⁾加納米市場の掟に見られる様な借錢借米免除（債務破棄）条項は安土掟には存在しない。この条項については、⁽⁶⁰⁾別稿でも述べた様に、都市の再興・建設時における、都市への集住を図るための来住者に対する一時的な

徳政と解すべきものであるが、一方では都市居住者の債権保護（徳政免除）という原則と矛盾するため、無条件に発令することはできない。つまりこの条項を出すことが可能なのは、(i)市場法のように市日という限定された時間内においてのみ有効な場合、(ii)都市の全くの新設、または戦乱等で住人がいなくなるか、或いは債権債務関係が極度に混乱した後の再興の場合、であり、後北条氏の市場法度は前者の例であり、播州三木や近江金森の掟は後者の例である。要するに、市日みの市場ではない恒常的な都市の場合において、既に商人など債権者が居住しておりこれを領主が保護する必要がある場合には、たとえ集住を図る必要があっても、都市法に債務放棄の条項を加えることはできないのである。⁽⁶⁴⁾ 安土は建設都市としての側面のみが強調されがちだが、必ずしもそうではなく、中世来の都市的発展の上に城下町が築かれているのであり、そうした旧来の住民を保護し城下に取込む必要から、債務放棄は行なうことができなかったものと考えられる。安土掟第九条の「従先々居住之者同前」は単なるレトリックではなく、実際に存在した城下以前の住民を信長が優先的に保護したことを示すものではないだろうか。

また、地子免除の条項が安土掟にないことも、前述の様にこうした旧来の都市的場と住民の存在に関係する問題と思われる。発達した都市的な場であれば、領主的・地主的共に相当錯綜した関係があ

ったと考えられ、それが都市一円の地子免許を困難にした一つの要因だったものと思う。⁽⁶⁵⁾

城下町としての安土は、戦国期的な二元性は脱しながら、なお武士と町人の未分化と混住、そして中世来の港町を十分消化できないまま内に含むという二重のくびきを負っており、なお近世城下町としての完成された姿を示しているとは言い難い。そしてこうした問題を解消するためにとられたのが八幡への移転であった。八幡では武家屋敷地区と町屋地区が明瞭に区分され、それが掟の変化としても表われていることは前述したが、町屋地区も一見して分る様に極めて整然とした均質な存在となり（図1参照）、⁽⁶⁶⁾ 中世来の町人も一律に大名権力の下に配置される。特権の付与による商職人の編成、身分・職能の区分、更に在地の都市機能の吸収による地域構造の再編という城下町建設の目的は、安土・八幡というこの二段階の建設によって一応の完成を見ると言えよう。

ここで、安土と八幡の掟の内容の違いについても少し触れておきたい（豊臣秀次の八幡山下町中定は注(67)に全文を掲載した）。

秀次の掟は基本的には信長の安土掟を踏襲しているものの、いくつかの異なった点があり、各条項内の細部の違いも興味深い。ここでは条項自体が異なっているものについて検討したい。

まず増えた項目は二つで、第八条の、「天正拾年一乱已前」の「売

懸・買懸・手付已下」の棄破を認めるといふ一時的な徳政令、及び第一三条の「在々所々諸市、当町江可相引事」である。前者は先述した戦乱処理の場合だが、集住の促進としても機能したと思われる⁽⁶⁸⁾。後者は地域における中心地としての優位性を直接打出したもので、第二条の強制寄宿条項で商船の八幡通過が追加されたことと相俟って、八幡が安土以上に強力な中心地機能を果たしたことを示している。当該期の都市法の目的の一つを最も明確に示す条項と言えよう。

次に勝俣氏が楽市的性格の否定として注目した削除された箇条だが、まず安土掟第九条の「身分開放条項」は、たしかに「無縁」の場、アジュールとしての楽市場における主従関係などの否定という属性を受けついでいるとも考えられるのだが、しかしそれを城下町の特権として集住の促進に適用した場合、他の領主との間に激しい矛盾を引起すことは必定であり、人返しが戦国法の重要な要素であったことを考えれば、それが容易に実現されうるものでなかったことは明らかである。⁽⁶⁹⁾実際にこの条項を出すことができたのは信長のみであり、家臣の出した他の都市法には見ることができない。⁽⁷⁰⁾秀次の八幡掟にこの条項がないのも、こうした理由によるのではないかと思われるのである。⁽⁷¹⁾こうした都市法は、その目的が大名城力による都市建設にある以上、それに有利な条項を自ら否定する必要は全く

ないのであり、「書かれなかった項目」は、実現したくてもできなかったと考えるのが妥当だろう。

第一二条については、前述した様に付則から給人が消えて職人のみの規定となり、更に秀次令の後を受けた文禄三年（一五九四）の京極高次令（注⁽⁷²⁾）に全文を掲載）ではこの条項自体が除去されるが、これは武士と町人が分離すると共に、諸職人も町人一般と区別する必要がなくなったためであろう。家並役の免除自体は冒頭の「諸役・諸公事悉免許」で規定されているのであり、武士・諸職人を区別する必要がなくなれば、当然この条項は不要になる。宛所が高次令に至って「八幡町中」になることも、このような領主と町人の関係の変化に対応するものと言えよう。

また、高次令では徳政免除の条項が消えるが、この徳政免除即ち債権保護の条項は、都市で商業・金融活動を営むものにとつて最も基本的な権利であり、そもそも勝俣氏の言う様な「無縁」の原理によるものとは認め難く、その消滅を楽市的性格の否定と見なすことはできない。ではその条項がなぜ消えたのかだが、管見の限りでは、都市法に徳政免除の条項が含まれるのは天正一六年（一五八八）の蒲生氏郷の松坂掟までであり、文禄三年（一五九四）の高次令の段階では、既に徳政という現象自体が存在しなくなっていたと考えられるのである。

この他、勝俣氏は安土掟第二条の強制寄宿条項が高次令でなくなること、楽市的性格の否定に数えているが、高次令ではこの条項の他に、秀次令まで存在した第一二条の國中馬売買、及び第一三条の諸市の集中も消えている。つまり高次令では地域社会全体を規定する条項はすべて消え、都市内部に関する条項のみになっているのである。この変化は、高次の持った権限、時期差、及びそれらによる地域社会の中で城下町が持った意味の違いなどの点から説明されるべき問題であろう。高次令では、都市建設法としての性格は既に稀薄になってきていることにも注意する必要がある。

以上、掟の内容の変化を楽市的性格の否定とする勝俣氏の説が当たらないことを述べた。当該期においては、城下町のあり方、そして城下町をとりまく社会自体が近世社会へ向って急速に変化しつつあるのであり、大名権力の政策としての都市法も当然それに応じて改変されなければならなかった。楽市令を在地の楽市場の属性を適用したものと考えることには賛成だが、それはあくまでも適用であり、大名権力の目的を具現するための手段なのであって、その消滅は目的ではなく結果であると考へねばならない。そして、これらの一連の都市法は、小野均氏が早く指摘した如く、⁽²³⁾上からの都市建設法であることがその本質であり、都市（城下町）とそれを中心とする新たな社会構造が完成した後にも適用されるべきものではな

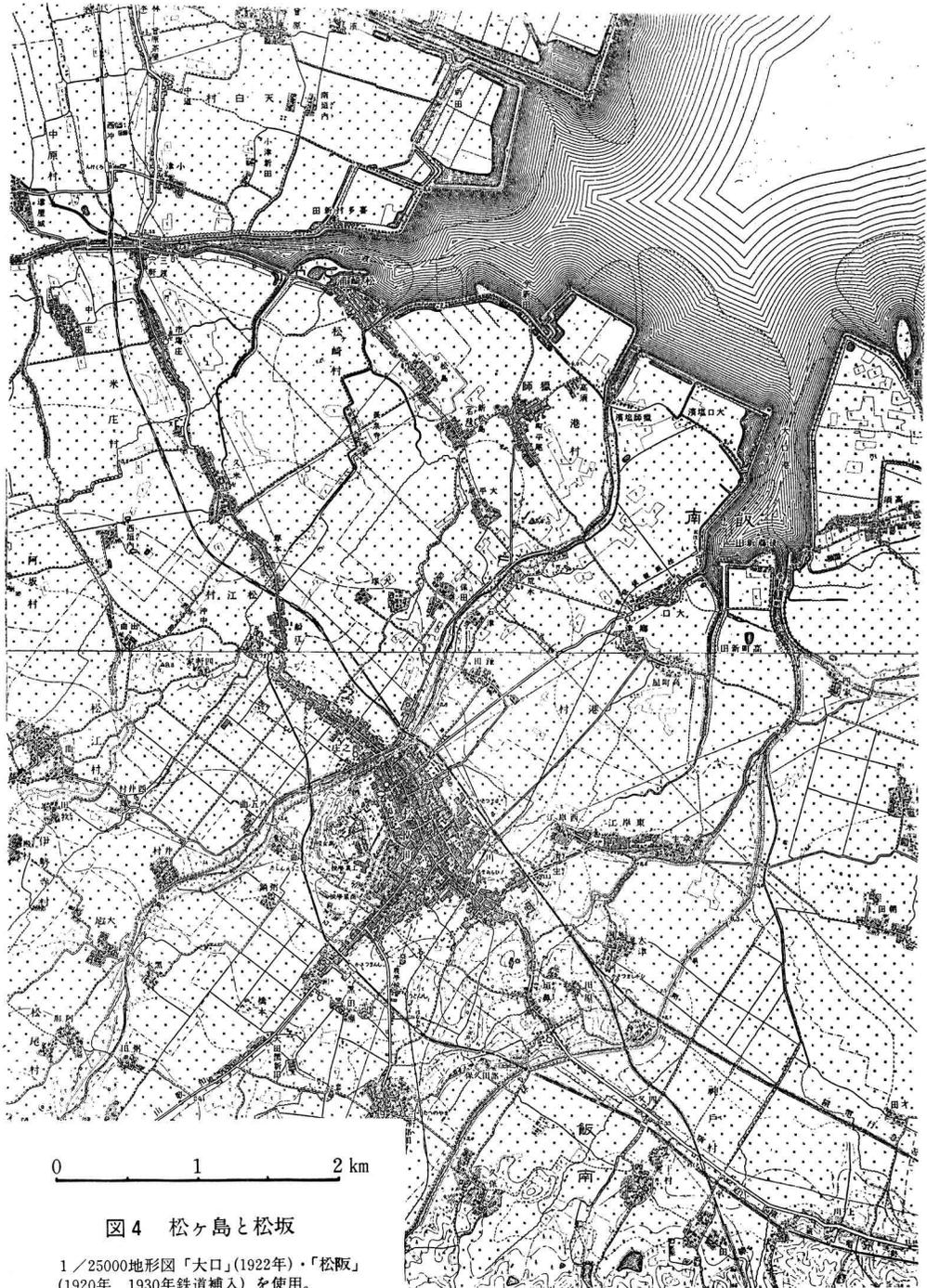
かった。八幡においてもこれ以後この様な都市法が出されることはなく、そこにおいては領主と都市の間に新たな関係が結ばれねばならなかったのだが、それについては第四章で考察を試みることにしたい。

二 松ヶ島と松坂

第一章では安土と八幡を例に、地域社会の中世から近世への移行を媒介した存在としての織豊期の都市（城下町）の様相を検討してきたが、もう一つ同様の事例として、伊勢の松ヶ島と松坂を取り上げてみたい。

松ヶ島は、永禄年中に信長進攻に備えて北畠氏によって築城されたとされるが、天正八年（一五八〇）に織田信雄の居城となり、天正十一年には日野から蒲生氏郷が移り、そして天正一六年に松坂へ移転される。伊勢の政治的中心地としては、国司北畠氏の多氣・大河内、更に信雄の田丸の後を受け継ぎ、⁽²⁴⁾最終的な近世城下町である松坂への移行を準備した存在である。

松ヶ島の都市法としては、天正八年に領主と密着した金融業者であったと思われる「松ヶ島蔵方中」に信雄の出した質物に関する規定が伝わるが、⁽²⁵⁾領域としての都市を対象とした法の存在は知られて



位置関係からは城下の一部と考えられ、或いは戦国期的な二元構造の名残りと言えるものかもしれない。⁽⁸⁰⁾

「丸の内」の北に存在する「小蔵町」の一面はその性格がよくわからないが、現在は微高地の畑地と屋敷地であり、道路沿いに短冊状の地割も見られることから、やはり何らかの町並が存在したと思われる。蒲生氏郷と共に移住した小椋氏の居住にちなむとの説もあり、⁽⁸¹⁾二次的に形成された武家屋敷地などの可能性も考えられよう。

ここで注目されるのは、半島状に突き出した先端の松ヶ崎浦の部分が、規則的な街路と、「中町」、「港町」などその両側町の形で町名を持つ、独立した都市としての様相を示していることである。松(ヶ)崎浦は、もと醍醐寺領曾禰庄に属し、稲本紀昭氏によって紹介された暦応二年(一三三九)の文書から、「大船」を含む庄民の船が停泊する場であったことが知られ、早くから港として機能していたことが窺われる。そこは三渡川の河口、参宮街道の渡河点⁽⁸²⁾という水陸の要衝であり、また郡界に近く、曾禰庄内でも「辺土」とされる⁽⁸⁴⁾境界性を帯びた地であって、港の発達には極めてふさわしい場であった。

そして松崎浦は、即ち戦国期には大湊とも深い関わりを持った「細汲(細頸)」であったと考えられる。⁽⁸⁵⁾地名としての「松崎浦」と「細汲(細頸)」の関係はいま一つはつきりしないが、管見の限りで

は「細汲(細頸)」と「松崎浦」が同時に史料に登場する例はなく、また「細頸」の地名は図5に見られる様な海中に突き出した地形から付いたものであると考えられるので、「松崎浦」は「細汲(細頸)」と一致すると見て間違いないと思われる。⁽⁸⁶⁾松ヶ島城下町となった部分が中世にいかなる状況であったかは明らかでないが、天守台付近からは窠跡・道路跡や古銭など中世の遺跡・遺物が発見されているので、⁽⁸⁸⁾ここにもかつて何らかの集落の存在が考えられ、或いは「細汲(細頸)」は、そうしたものも含めた広域的な地名であったのかもされない。この「細汲」には鎌倉初期に齋宮に海産物を貢納する供御人としての海民集団が存在したことが網野善彦氏によって指摘されており、⁽⁸⁹⁾松崎浦は、このように古代の海民から荘園公領制下の港、更に中世後期の、おそらく桑名や大湊などと同様の自治的な都市へと発展した港町であった。近世にもなお港としての機能を維持しているため、⁽⁹⁰⁾図5の町割がそのまま中世末の状態を伝えていると言うには慎重でなければならぬが、松ヶ崎神社の向いに「浦会所」を持つ⁽⁹¹⁾などの点からも、その様相はかなり残されているものと思う。

網野氏が海民の存在の典拠とした『玉藻』建暦元年(一一二二)六月二十六日条所載の宣言は、「伊勢二所大神宮御領同国平生御厨北境」を争う相論に関するものであるが、この「平生」が位置関係から考えて松ヶ島の南に接する「平尾」(図4の町平尾・狛師・大平

尾付近)であることは間違いない⁽⁹²⁾、そしてこの平尾もまた、参宮街道の宿として、また港として、松坂に吸収されるまで発展した都市的な場であった⁽⁹³⁾。

城下町松ヶ島が立地したのはこの様な土地であった。先に見た安土が常楽寺・豊浦という中世来の港町を含み込んで成立していたこととよく似ていると言えよう⁽⁹⁴⁾。

そして松ヶ島もまた、安土同様にそのまま近世城下町として発展し続けずに松坂へ移転する。松坂については詳述を避けるが、その建設は、安土・八幡が上街道↓下街道という主要交通路の転換を図った如く、当地方での交通路の中心であった参宮街道を移転させて城下へ引込み、地域構造の再編を図っている。また、『松阪権輿雑集』に記された、町や町人の由緒から、移転の様子をある程度窺うことができ、平尾は松坂に移転して「平生町」となり⁽⁹⁶⁾、また大湊からの移転によって「湊町」が形成されていることも注目される⁽⁹⁷⁾。松崎浦については、松ヶ島城下町にどこまで組込まれていたか明らかでなく、松坂への移転の明証もないが、やはり有力町人の移動など何らかの形での移転が考えられ、また港としても松坂を中心とする新たな地域構造の中に位置づけられていったものと思われる。

次に蒲生氏郷によって出された松坂の町掟を見ながら、その建設と松ヶ島からの移転の意義について考えてみたい。

(1) 一当町之儀、為十案之上へ、諸座・諸役可為免除、但油之義各別之事、

(2) 一押売・押買、宿々押借^(之カ)リ令停止訖、并科人町へ預ヶ置候事、不可申付、但科軽重至其時各別之事、

(3) 一誼嘩・口論堅令停止訖、借屋のもの仕出シ候とも、家主不可懸其科、往還之旅人・下々のものたりとも、可為害人曲事、

(4) 一天下一同之徳政たりといふとも、於当町へ不可在異義事、

(5) 一殿町之内、見せ棚を出商売之儀、令停止事、

(6) 一しち物之札、月日之限可為書付次第、并鼠喰・ぬれ質・われ物・火事之義へ、置主損たるへし、但盗人に被取候事於歴然は、本錢を以一倍蔵方より可弁之、うしなひ申質物へ、本錢ヲ以一倍蔵方より可弁之、右のうせもの後日に於出へ、勿論蔵方江可取、あけ越しも一倍にて可弁之、札之書違有之へ、其違程蔵方より可出之、但其日はせ過るに於あては、違乱を可相止事、

(7) 一盗物之義、不知其旨趣、如何様のもの買取といふとも、買主不存之へ、其科在へからず、万一彼盗人於引付へ、右之本錢可返付事、

(8) 一町中へ理不尽之さいそく令停止訖、但奉行江相理り、以糺明之上催促可入事、

- (9) 一当町之内、奉公人之宿令停止訖、但五日十日之間各別之事、
 (10) 一於松ヶ島、百姓之外、町人相残り居住之義、一切令停止事、
 (11) 一火事之義、於付火へ、亭主ニ不可懸其科、至自火へ、其身尙
 人可追放、但依時之躰可有輕重事、
 (12) 一於町中、誰によらず刀をぬぎ狼之輩有之へ、不及理非、町人
 として取籠可註進、普請之事、令免除訖、但町中之義可申付
 事、

右之旨、町人中へ可申聞者也、

羽柴飛騨守

在判

天正十六年十一月晦日

町野主水佐殿

北川平左衛門殿

外池甚五左衛門殿

『松阪権輿雜集』によって伝わるもの（蒲生飛騨守氏郷町中掟之事）であり、典拠も明らかでないため、どこまで正確なものか不安もあるが、一応信用して大過ないと思われる。

まず第一条だが、ここで「楽市」でなく「十楽」の語が使われていることは、桑名が自らを「十楽津」としていることに対応しており興味深い。松崎浦などが「十楽」を標榜していたかは明らかでない

いが、これらが同じ様な性格の港町であったことはほぼ間違いないが、松坂が「十楽」とされたことは明らかにこれらの存在を意識し、それに対抗したものと考えられる。

勝俣氏はこの「為十楽之上へ」を氏の言う「安堵型」であるとし、網野氏の論文⁽¹⁰⁾によって、それを松坂が蒲生氏入部以前松ヶ崎と呼ばれ既に楽市場的性格を持つ存在であったためとしているが、松ヶ崎と松坂はもとより同じ存在ではなく、この理解は不正確である。むしろ信雄が松ヶ島で楽市令を出していたことが考えられるのだが、それにしても移転先でそれが「安堵」されるとは思えず、こうした文言を安堵と見なすこと自体が必ずしも有効でないのではないか。

なお、ここで諸座の免除の一方で油座を例外として認めていることは、油座が必要とされた具体的背景は不明だが、楽市令が大名権力にとっての必要から出された都市法であり、かつて言われた様な一般的な座の否定でない以上、決して矛盾するものでないことは勝俣氏の述べた通りである。

第四条の徳政免除については安土掟で触れたが、ここで債務破棄の条項がないことは、松坂では松ヶ島や平尾・松崎浦・大湊など特定の町場の居住者を移転し吸収することが大きな位置を占めており、また八幡の場合の様には戦乱の事後処理という性格もない以上当

然である。

第五条の「殿町」は、『松阪権輿雜集』は「松ヶ島より引移りたる町称にもあらず」としている（「殿町之事」）が、前述の様に松ヶ島にもやはり「殿町」の地名が存在し、武家屋敷地区であったと考えられる。しかしこの条項から、松ヶ島段階ではまだ武士と町人が十分分化していないと考えられることについては先に述べた。蒲生氏郷が日野から松ヶ島へ転封される際に秀吉が日野町中に宛てた掟には、

一 町人之儀、如前々可居住、自然他所江令退散者可為曲事、但松賀島江於相越者、不及沙汰事、^(忠)

とあるが、これも「町人」の内に蒲生氏と主従関係あるいはそれに近い関係を持つ者が多かったためであろう。松坂に至ってそうした関係と、武士との未分化な状態は一応の清算を見る。

第五条と共に身分の分化と確定の上で重要なのが第一〇条であり、ここでは町人が百姓から分離されている。町人が松ヶ島に残ることを禁止することは、逆に言えば松坂へ移住した者のみを町人とするということであり、この松坂への移転によって、初めて近世的な町人が創出され、武士・百姓との身分の分化が完成するのである。

なお松坂移転直前の天正一五年（一五八七）には検地が行なわれ

ており、^(忠) それもこうした身分編成の政策とも関連するものである。八幡の場合も、安土からの移転直前の天正一二・三年にやはり検地が行なわれている。

この他、第八条の理不尽の催促使停止は安土掟でも見られた条項だが、そこでの届出先が、安土や八幡では福富・木村などの個人名であったものが、単に「奉行」とされていることが注意され、^(忠) 個人の力量を離れた、大名の公権を体现する、より官僚化された存在に変化しつつあることが窺える。掟の宛所とされている三名は日野以来の重臣だが、当時奉行を勤めていたものだろうか。

以上、第一章で見た安土―八幡と共に、既に在地で自立的な町場が形成されていた地域での近世城下町の成立過程を観察してきた。佐々木銀弥氏は「都市型楽市楽座令」が近江・伊勢に集中していることを指摘しているが、^(忠) こうした都市法は、その様な在地の状況との対抗の中で生み出されたものと言えよう。当然ここで出てくるのが地域差の問題であり、次章ではこれについて考察することとした。

三 米沢盆地の小城下町——地域性の問題

一・二章で見てきた様な、畿内周辺の地域における近世城下町形

成のあり方とは別のコースを示すものとして、次に伊達領国の中心であった米沢盆地⁽¹⁰⁾の事例を取り上げてみたい。

伊達領国の町については小林清治氏の問題提起があり⁽¹¹⁾、これは、天文二二年（一五五三）の伊達氏による所領安堵状集「晴宗公采地下賜録」（以下「下賜録」）に見える「たてめぐり（館廻り）」、「居屋敷めぐり」と「町」とが併記されている記載に注目し、町が館廻り・居屋敷廻りに準じて考えられていたことを推測して、そこから「屋敷（居屋敷・館）↓屋敷廻り↓屋敷廻りおよび町」という領主権の同心円的序列を想定し、領主の町に対する支配権をここに求めたものである。これについては別稿で、どちらかと言えば後進地に適合的な理論ではないかと述べたが、ここでは都市遺構をもとに、こうした都市の実態を検討しながら、この地方の当該期の都市の特質を考えてみたい。

「下賜録」に見えるこのような「館（居屋敷）廻り」と「町」とがセットになった記載には、河井⁽¹²⁾、洲島、高島の三例があるが、復原にも都合のよい洲島の例を取り上げたい。まず、「下賜録」の記載を示せば、次の様である。

下長いすのしま^(洲島)、とミツかあふミちぎやうのとをりのこさす、
同さうせいはい^(惣成)をはしめとして、しよへんあふミの守あつかひ
のことく、一寺家、社家、一まち、（中略）一ちやこのミ在け、

下長井つはきの内、下こほり山いなはのふん、むらかたの内千五百かりあひのそぎ、そのほかへいなはの守知行のとをりのこさす、井さうせいはい、同庄すのしまの町、井たてめぐり、むねやくをはしめとして諸くうし^(公専)さしをき候、をのく^(加恩)かをんとしてくたしをき候、

（湯目雅榮允）
ゆのめうたのせう殿⁽¹³⁾

小林氏によれば、居屋敷廻りは所領の中核であって諸役免除が第一に優先されるべきものであり、この場合も棟役・諸公事の免除は「すのしまの町井たてめぐり」についてのみ認められたものとされている。

次にこの洲島の「館」と「町」の遺構を観察してみよう。

図7は洲島城付近の地籍図⁽¹⁴⁾を集成したものだ。が、まず「館」（洲島城）は、図右上の小字「館之内」に現在も明瞭に遺構を残しており、西北部が最上川の蛇行で削られているが、その規模はおよそ東西一五〇m、南北二〇〇mほどであり、周囲は幅一〇mほどの田として遺存する堀に囲まれ、東南隅には櫓跡と思われる小丘がある。しかし城館遺構はここだけではなく、図の左側に見える小字「新町三」の部分は、現在のもと「元八幡」にあったと言われる八幡神社が存在しているが、周囲に堀と土塁を廻らした明らかな城館跡であり、またその南の、畑地となっている「末戸内」も、やや崩れて

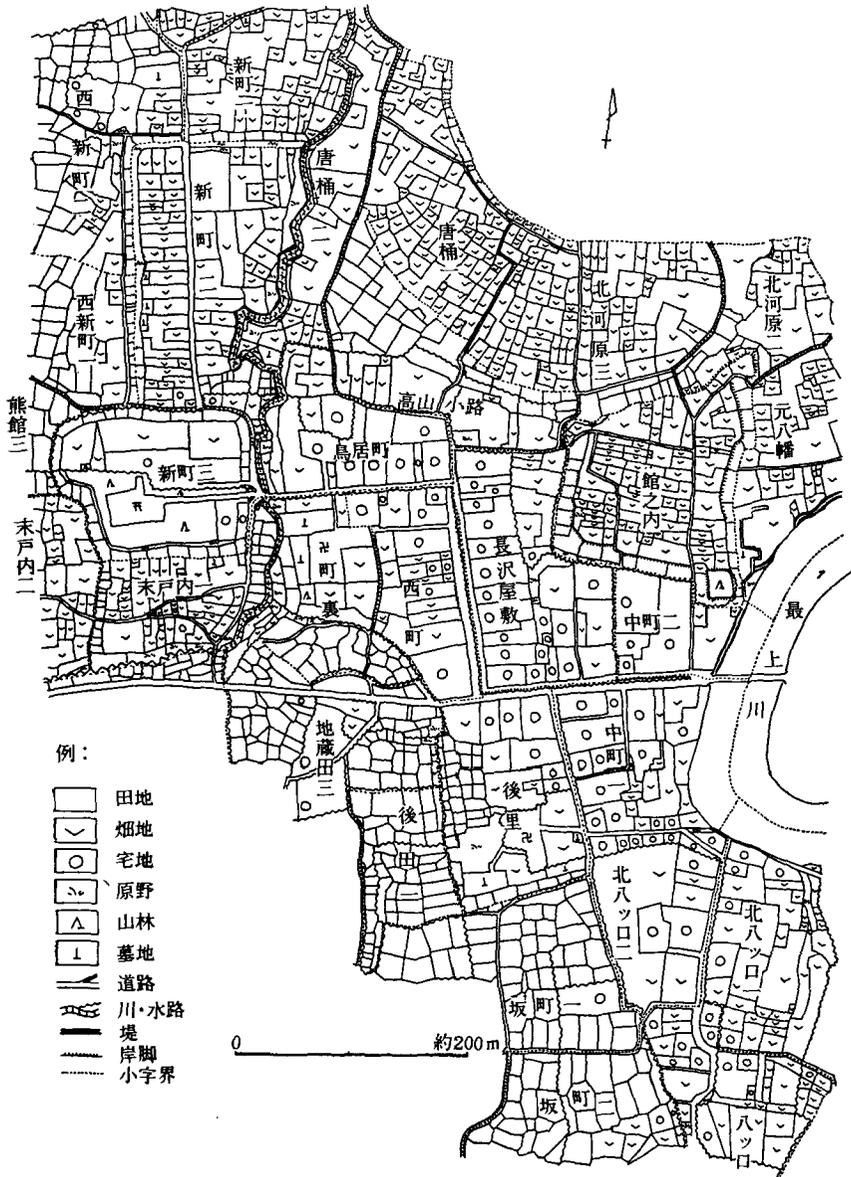


図7 洲島地籍図 (明治26年)

はいるが同様の遺構と考えられる。⁽¹⁰⁾

町は図の左上から右下へ、小字「新町二」⁽¹¹⁾から「鳥居町」・「町裏」・「長沢屋敷」・「西町」・「後里」・「中町二」・「中町一」・「北八ッ口」・「北八ッ口二」の部分に、道路に面して基本的に短冊状地割が続いており、およそこの範囲であったと考えられる。また「館」の西側と南側、即ち「西町」・「長沢屋敷」・「中町一」・「中町二」の部分では道幅が広くなって中央に水路が通されており、ここでは市が開かれていたものと思われる。

「たてめぐり」の範囲は具体的には明らかにしえないが、同心円的に考えれば「館」と市場遺構の間などの、おそらく家臣団屋敷のあったと思われる部分だが、或いは必ずしも一円的なものではなく、先述の「新町三」の遺構なども含めて、その外にも散在していたと考えてもよいだろう。

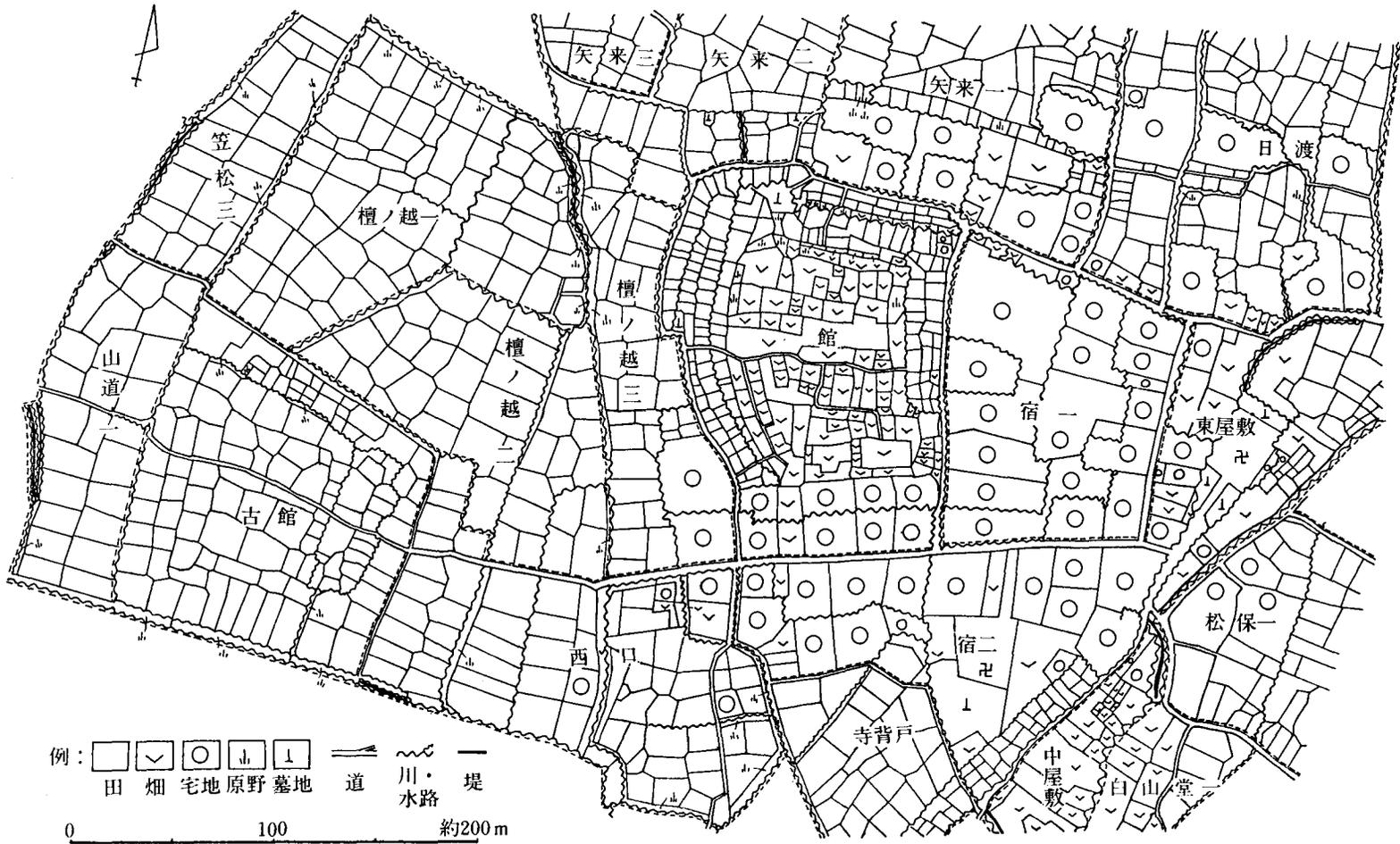
以上が洲島城下町の遺構の概略だが、ここで注意せねばならないのは、洲島城とその城下は天正一九年（一五九一）の伊達氏の岩出山移封まで存続していることで、これらの遺構も最終的には天正一九年段階のものとはせねばならず、天文二二年（一五五三）の「下賜録」に見える館や町そのものとは言い難いことである。つまりここで見てきた遺構は、「下賜録」に記載されたものというよりはむしろ織豊期の城下町遺構であり、その具体的な成立年代については今

後他の遺構との比較などから明らかにしていく必要があるが、しかしこの遺構が「下賜録」に見える「たてめぐり」や「町」を継承していることもまた間違いなく、「館」と「町」が密接に関係し、館の強い影響下に町が発達したものであることを見てとることができよう。図6からも、そのことは一応読みとれると思われる。

ここでもう一つの事例として尾長島の場合を取り上げてこのことについて考えてみたい。

尾長島の館については明確な文献史料を欠くが、近世の地誌や伝承では原田甲斐の館とされている。⁽¹²⁾ 図8がその付近の地籍図を集成したものであり、その遺構は小字「館」に微高地の畑とそれを囲む堀跡の田として明瞭に遺存している。その年代観は十分明らかでないが、「館」の西方には小字「古館」としてほぼ同規模の館跡が、かなり崩れて田地となっているがなお方形の地割として残っており、この両者が新旧の関係だとすれば、一応「館」は中世後期に新たに作り直され天正期まで存続したのではないかと思われる。

ここで注目されるのは、「館」と密着して存在する集落が「宿」という地名になっていることである。この「宿」地名は米沢盆地西部の現川西町域で目立ち、その多くは館跡もしくは館関係地名と近接している（図6参照）。その意味は十分明らかでなく、いくつかの可能性が考えられようが、最近結城氏領の城下で、やはり「宿」



地名を持つものが多く見られることが指摘されており、⁽¹³⁾こうした例から考えて、尾長島の宿も、城主に直属する住人が居住し、ある程度の町場としての機能をも備えた場だったのではないかと思われる。

やや飛躍するが、「宿」の語は古く一二世紀の『将門記』にも見えており、それは付近に「従類」の家が集まった領主の館を意味するとされ、またそれは「宇津保物語」に見える神奈備種松の家と同様のもの、即ち、周囲に土塁をめぐらせ、その中には主人の居所や家政機関などの他に手工業者の工房が並び、その外側には工房で働く人々の住居群である「町どの」がある、そのような存在と考えられている。⁽¹⁴⁾

もとよりこれら米沢盆地の小城下町の城主たちは私営田領主ではなく、遺構が現在残る形にまで発達したであろう中世末期には、既にその土地生え抜きの在地領主ですらない、一種の代官的存在となつてきている。⁽¹⁵⁾尾長島では城主の性格は審かにし難いが、「古館」がより古い館であれば、この「館」の起源もそれほど古い時期に遡るものではないことになる。つまり、この様な「館」と「町」や「宿」が結びついたあり方は、⁽¹⁶⁾必ずしも古代・中世を通じて存在してきたわけではなく、結果的に、中世末期までに成立したこれらの小城下町がそうした構造を持っているということなのであるが、そ

こには安土や松ヶ島の様な、自生的な在地の都市との関係を主要な課題として成立した城下町を生み出した地域とは異なった都市形成の特色が見られるのであり、それは「館」と「町」・「宿」との古いあり方とも無関係のものではないと考える。

以上、米沢盆地における城館と町場の関係を単純化して述べたが、⁽¹⁷⁾別稿でも述べた様に、町場特に市町の場合は領主の館と必ずしも一体化せず、同質の存在とは見なし難い面があり、単純に先進地―後進地の関係で律するのは危険でもある。しかし、例えば市場と市神という超地域的な普遍的存在の場合でも地域性は無視することができないのであり、山形県では市神は例外もあるが大部分は城下町に祭られているとされており、⁽¹⁸⁾また史料に現われた市神の祭をとつてみても、それを祭った主体は、近江の長野市では市座の座人、⁽¹⁹⁾武蔵の市場祭文では「当地頭」と「在地の貴賤上下」、⁽²⁰⁾奥州の会津では、武士の性格が濃厚で領主権の代行者である商人司梁田氏であり、それぞれの地域性を如実に反映していると言えよう。

そして伊達領国においては都市法は見出すことができず、おそらく発布されることがなかったと考えられるのだが、それは以上見てきた様な、この地方における町場の自立性の弱さ、領主との結び付きの強さに起因するものと思われる。しかし集住令・都市建設法としての、都市領域に対する法が見られない反面、松ヶ島や松坂で見

られた様な、領主と強く結びついた有力商人（金融業者）を対象としたと思われる質物についての規定「蔵方掟」は、伊達氏の場合にもほぼ同内容のものが存在する。⁽¹²⁾つまりこのことは、領主権力から自立して存在する商工業者が少なく、その集中を都市法という一般的な、不特定多数に対しての特権付与によって図る必要がなかったためと考えられるのであり、最初に述べた様に、当該期における都市法の発布と都市の建設が、階級間、また階級内の矛盾を止揚し新たな近世社会を形成するための手段であったとすれば、商工業者との階級的対立関係の修正とそれによる社会構造の変革を目的とした都市法が、そもそもそうした矛盾が、少なくとも顕著な形では存在しなかった地域において発達を見なかったことは当然と言える。

この場合、都市の建設と移転はむしろ領主間矛盾の止揚とその再編が中心的な課題であったものと考えられる。伊達氏は米沢の後、岩出山・仙台と城下町を移すが、なお家臣団を一ヶ所に集中させることはできず、城・要害制⁽¹³⁾という、家臣の城と城下を存続させる形でその再編を行なわざるを得なかったが、そのことはこうした問題の所在に関するものと言えよう。

以上、当該期の都市形成における地域性の問題について考えてきたが、ここで再び目を転じると、畿内の摂津を中心とした地域では、伊丹⁽¹⁴⁾・高槻⁽¹⁵⁾・池田⁽¹⁶⁾などの、城と町が一つの惣構に囲まれて存在

する惣構型の城下町が目につく。城郭と町とが密着した姿は一見伊達領国で見られた城下町のあり方と類似するかの如くだが、その本質は逆であって、この場合はむしろ町に城館が付随したものであるであろう。これらの都市は、（高槻を除いて）城下でなくなつてからもなお城下町として存続するのであり、社会的分業の展開の結果として形成された都市である故に領主の存在には左右されなかつたものと考えられ、城主が存在することを除けば、摂河泉和に広汎な成立を見た平野・富田林⁽¹⁷⁾などの在町⁽¹⁸⁾と共通する性格を持ったものと言えよう。

そして先に見た八幡も、同様に京極高次以後は城下町でなくなり、また松坂も元和五年（一六一九）には廃藩となって紀州藩の城代のみが置かれるが、なお町は存続する。このように見ていく時、都市法による城下町の形成は領主の一方的な論理によるものではないのであり、領主と町人の関係が再び問われねばならない。

四 播州三木——織豊期都市法のその後

第一・二章では、安土―八幡、松ヶ島―松坂という事例をもとに、在地の商工業の発展を吸収し地域社会を再編する核としての近世城下町が成立する過程を見たが、当該期の都市法は、その手段で

あり上からの都市建設法であることにその本質が認められ、そこに列挙された特権は、在地で形成された慣行と権利を換骨奪胎しつつ、その目的と状況に合わせて認められたものであった。しかし、それが都市の建設自体を目的とするものである以上、建設が終了した時点から矛盾を生じ始める。⁽¹³⁾ 諸座の免除についても、やがて仲間という形で新たな独占団体の形成に向うことは必然であり、領主との関係についても、近世初頭の城下町建設期では、大名と商工業者側の利害が一致していた―後者のメリットとしては、座同士、また座と座外等の矛盾の止揚とそれによる新たな独占の形成を一応考えることができよう―と考えられるが、都市の建設と集住が完成し、都市への特権付与の意味が薄れると共に両者の間には新たな矛盾が生じ、以後いかなる関係を取り結ぶかの問題が表出してくる。これについて全面的な検討を加えることはできないが、最後に播州三木での織豊期都市法の後日譚を取り上げて若干の問題点を指摘してきた。

三木は別所氏の城下であったが、天正八年（一五八〇）秀吉の攻囲戦に敗れて別所氏は滅び、同時に秀吉から制札が出された。この制札は、現在も三木市内の主要寺境内に建つ三木市宝蔵に他の市有文書と共に保管されており、全体の目録と主要文書が『三木町有古文書』⁽¹³⁾として刊行されている。それによれば、この制札は次の様な

ものである。

条々

- (1) 一当町江於打越者ハ、諸役あるへからさる事、
- (2) 一借錢・借米年貢之未進、天正八年正月一七日より以前之事ハ令免許事、
- (3) 一 (先年之通地子取まし) 〓 事、同商之さかり銭これをのそくへき事、
- (4) 一 一粒一銭 (可公納巨) 有之輩ニおゐてハ、直訴すへき事、
- (5) 一 をしかいあるましき事、

右あひそむくやからにおゐてハ、速ニ可加成敗者也、仍而如件、

天正八年正月十七日 秀吉（花押）⁽¹³⁾

明らかに戦乱で荒廃した町の復興を意図した法であるが、その後三木は紆余曲折を経ながらほぼ近世を通じて地子免許を守り通したこともあって、この制札は地方都市での地子免許の例として知られ、⁽¹³⁾ 勝俣氏はこれを楽市場の本来的な属性によるものとしている。⁽¹³⁾

しかし、この制札の地子免許の項には疑問な点がある。

まず問題となるのは第三条の付則「商之さかり銭これをのそくへき事」で、従来は「さかり銭」を営業税として解釈していたため地子免許条項の付則でも意味が通ったのだが、⁽¹³⁾ 別稿で指摘した様に「さかり銭」は「さがり銭」であって未払い代金のことであるから、

地子免許の付則では意味をなさない。

そこで次に問題となるのが欠字扱いになっている部分である。毎年七月一八日に「義民祭」として宝蔵の虫干が行なわれ収蔵文書が公開されるのを機会に原本を調査することができたが、墨色は既に殆ど落ちて文字は浮彫状に残っているのみで、特にこの第三条と第四条の欠字部分はほぼ完全に磨滅しており、読むことができない。しかしこの制札には「写」が存在し、それには欠字は全くなく、従来はこの「写」をもとに地子免許の条項が注目されてきたものであることが判明した。そこで原本を子細に調べると、欠字部分は磨滅が激しいものの、やはりかすかな残画が部分的に残っており、解読はできないのだが、どう見ても「写」にある様な「先年之通地子取」、「可公納旨」とは読むことができない。⁽¹³⁾つまり「写」は原本とは異なっているのであり、最初の疑問通り第三条の本文は地子免許の条項ではなく、この秀吉制札は地子免許を認めたものではなかったのである。

それでは何故にこのような原本と異なる「写」が作成され、秀吉制札が地子免許を保障するものとされる様になったのか次に問題となるが、ここですぐに思い出されるのが延宝検地に関わる義民の史話、即ち延宝五年（一六七七）に検地が命ぜられ、三木町では代々の地子免許を根拠に課税を免れようとしたが効なく、二人の町惣

代が江戸へ赴いて勘定奉行らと交渉し、秀吉の制札を見せてその要求を認めさせた、というものであり、⁽¹⁴⁾結論から言えば、秀吉制札はこの時に第三条と第四条の一部が磨滅され、代りに「写」が作られるという改竄を受けたものと考えられる。以下、時代を追って三木の地子免除の歴史について検討してみたい。

三木は制札が出された当時、一時秀吉の居城に擬せられたと伝え⁽¹⁵⁾るが、秀吉は結局姫路へ移り、三木には代官が置かれる。江戸時代にはまず姫路城主池田氏の領地となり、家老伊木氏が三木を治めるが、元和元年（一六一五）に一國一城令で三木は破却され、更に元和三年池田氏の移封の後、三木は明石城主となった小笠原忠真の領地となる。⁽¹⁶⁾地子免許が確認されるのは、実はこの小笠原氏の時代になってからである。次にその免許状（折紙）を掲げる。

三木城主無之付而、町人堪忍不成、端々町屋も明候付而、御訴訟之段被聞召分、人足并地子米免置候者也、仍如件、

〔寛永九年⁽¹⁷⁾〕

市川惣助（花押）
二月十二日

原与右衛門（花押）

三木町中⁽¹⁸⁾

寛永九年（一六三二）はおそらく誤った後筆で、池田領から小笠原領になった元和三年（一六一七）に近い時期のものであろう。⁽¹⁹⁾こ

の免許状で注意すべきなのは、人足と地子の免許の理由を、三木に城主がいなくなつて町がさびれてきたため訴えを聞届ける、としてゐることで、ここでは秀吉の制札には全く触れられていない上、以前から地子免許であつたとすら言われておらず、この時新たに訴訟によつて地子免許となつたとされているのである。秀吉制札の地子免許条項は、この点からも疑問となつてくる。

この後三木は寛永九年（一六三二）から一時天領となり、次いで寛永一六年には備中松山城主となつた水谷氏の領地となつて、再び地子免許状が出されるが、ここでの地子諸役免許の根拠は「任先代之証文」であり、「先代」とは「代々」でない以上先の領主である小笠原氏のことと考えられ、ここでも秀吉の制札は根拠となつてはいない。

そこで次に来るのが延宝検地である。現存する延宝七年（一六七九）五月の検地帳原本の奥書には実際に次の様な記載があるので、検地が行なわれたにも関わらず勘定奉行の指示によつて地子免許となつたことは事実として認められる。

右者播摩国三木郡三木町屋敷検地依被 仰付候、六尺間竿を以
 忝反三百歩之積逐検地、今度高結候処、従跡々地子御免許之旨
 二付而御勘定御奉行所江得御下知、先規之通先地子御免除被成
 下者也、

延宝七己未年五月
 松平大和守内検地勘奉行
 安福宇右衛門（印）

（以下署判略）

そして、この勘定奉行からの指示を写したものが次の指達状（折紙）であるとされる。

播州三木郡三木町屋敷地子之儀、従先規免除ニ付而、先何共不
 申付被指置候由雖被窺候、池田三左衛門領地之節地子年貢被申
 付候由、百姓書付ニ相見候付而、高ニ被結入候様ニと先窺、付
 紙ニ申遣候へ共、比度太閤制札被指越、遂一覽候処、文字摺落
 候所も在之候へ共、文字統地子免許之様ニ相見候間、右地子如
 先規免除ニ水帳奥外書ニ可被記置候、以上、

（延宝六己）
 極月廿五日 甲斐喜右衛門

（徳山）
 徳五兵衛

（杉浦）
 杉内蔵允

松平大和守殿

検地役人中（印）

一応先の検地帳奥書に合致しており、これによれば、従来地子は免除とされていたが、池田氏時代に地子が取られているため、高に結び入れる様に指示した。しかし今度太閤の制札を見た所、地子免許とある様なので従来通り免許することになる、とされている。池田氏時代に地子が取られたというのは文意がやや明らかでないが、宝

永五年（一七〇八）の願書⁽¹⁸⁾によれば、三木城主の伊木氏が一年だけ地子を課したが、訴訟によって撤回したということになっている。

三木は慶長年間に行なわれた池田氏の播磨一國検地の対象にはなっていないが、先に掲げた小笠原氏の地子免許状から見ても、池田氏時代には何らかの形で地子が取られていた可能性が強い。ともあれ延宝検地時には池田氏時代の地子取収が検地の一つの根拠となったのであり、ここでそれに遡る地子免許の根拠を示す必要から秀吉の制札が持ち出されたと考えられるのである。「文字摺落候所も在之候へ共」とあるにも関わらず「文字統地子免除之様ニ相見候」と認められているのは、要するに「写」を見せてそこに地子免除と（しかも「先年之通」と）書かれていると主張したことを示すものであり、肝心の地子免除と書いてあるはずの部分のみが読めなくなっているのは、つまりこの時に磨滅させたのである。残画がかすかに残っているしかも文字は読み取れないという現状は、この時の演出の結果と考える他ないであろう。第四条の「可公納旨」も、同じくこの時に地子免許を補強する条項に改竄されたものと考えられ、これでは内容的にも第三条と重複し、文章もいかに不自然である⁽¹⁹⁾。

この二ヶ所の欠字部分に本来何が書いてあったのかは類例がなく明らかにし難いが、第三条については、「さかり銭」との關係から言えば、一つの可能性として質物の扱いについての規定であったこ

とが考えられ、また第四条はおそらく「一銭切」の一種で、盗みやその他の違反を停止する内容だったのではないかと思われる。

以上、三木の秀吉制札には本来地子免許の条項はなく、幕府の延宝検地の際に地子免許を守ろうとする町人によって改竄されたものであることを推定してきた。三木の地子免許は秀吉の時ではなく、三木が城下町でなくなつた小笠原氏の時代になって認められたものと考えられるのであり、即ちそれは商工業者を移住させるために領主側が認めたものではなく、集住の後に町人の主体的な要求として実現されたものである。秀吉の制札が持出されたのはあくまでもその要求の延長なのであって、秀吉によってそれが認められていたという歴史的事実があったからではない。領主との間の矛盾は早い時期から現われているのであり、集住によって成立した町人の共同体は、都市の建設時に上から与えられた都市法を単純に守つたのではなく、それに仮託することで自らの要求を通し領主との新たな関係を結んだのであった。

なお、三木ではこの制札が本要寺という寺院に伝来されてきたことにも注意しておきたい。本要寺は天正の兵乱の時に本堂が焼残り、秀吉が陣所を設け、戦後には各宗寺院の首席となって葬儀には宗派の別なく参加したと伝えられる寺院だが、重要なのは、町の集会所が昭和七年まで本堂隣にあったことからもわかる様に、ここが

町の会所としての機能を果していたと思われることで、それ故に制札はここに保管され、また蔵を建てて文書が保管されることになったものと考えられる。

都市の建設・再興時に出された都市法がこの様に寺社に伝来している例としては、別稿で述べた加納桑市場の一連の制札が円徳寺に伝来する例⁽¹³⁾や金森宛の信長朱印状が善立寺に伝来する例⁽¹⁴⁾があり、また博多でもその秀吉の朱印状は博多の総鎮守と言われる櫛田神社に伝来するのであり、これらはいずれも都市の建設・再興によって成立或いは復活した町人の共同体が主体となつて、その紐帯の場としての寺社に保管を委ねたものと考えられる⁽¹⁵⁾。そしてそれらの都市法は、領主との新たな関係の中で、当初の発布意図を超えて住民の主體的な運動の道具として利用されたのである。

信長以来の都市法を受継いだ八幡の「その後」もまたそうした例の一つである。八幡では信長の朱印状や秀次の判物の他に、家康からも諸役免許の朱印状を得ていると偽り、それによって再々の伝馬役賦課の危機を乗り越えて諸役免許を守り通している。これについては『滋賀県八幡町史』に詳しいが、⁽¹⁶⁾ここでも都市建設時の都市法そのものは継承されず、架空の都市法を根拠に領主課税を拒否するという、正に町人の主体的な、しかし屈折した運動によって特権が守られていることに注意せねばならない。織豊期の都市法は領主か

らの都市建設法にとどまり、それ以後領主との間の契約としての都市法を成立させるには一八幡の高次令にはその萌しも感じられるのだが、いついに至らなかつた。しかし、この様な形で都市の特権を守る運動が続けられていたこともまた見逃してはならないだろう。

以上、四章にわたつて、いくつかの事例をもとに織豊期の都市と都市法について考えてきたが、形態復原も未だ極めて不十分であり、いくつかの問題点を指摘しえたにすぎない。しかしこうした側面からの研究は、今まで看過されてきただけに、今後事例研究が豊富となるにつれて多くの成果を生み出さるものと思う。本稿がそのために多少なりとも役立てば幸いである。

注

- (1) 「桑市桑座令と座の保障安堵」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』一九七六年、東京大学出版会)。
- (2) 「戦国期城下町の構造」(『日本史研究』二五七、一九八四年)。
この「桑市桑座令」は、戦後は専ら政権の性格を示す一般的な政策として扱われてきたため、本来の都市法としての内容を読み取る作業は十分行なわれていない。
- (3) 前掲(2)、及び「六角氏の城下町石寺について」(『観音寺城と佐々木六角氏』四、一九八一年)。
- (4) 近江八幡市有文書。『滋賀県八幡町史』上巻(一九四〇年、八幡町)二二六～二七頁に写真が掲載されている。
- (5) 「中世都市論」(『岩波講座日本歴史』中世三、一九七六年)。

- (6) 「楽市場と楽市令」『論集中世の窓』一九七七年、吉川弘文館。同『戦国法成立史論』一九七九年、東京大学出版会。
- (7) 勝俣氏が「安堵型楽市令」の例に挙げた金森掟に関しては、拙稿「金森寺内町について」『史林』六七―四、一九八四年）参照。
- (8) 前掲(7)。
- (9) 前掲論文(1)。中部よし子氏もこれと同様の解釈を行なっている。「織田信長の城下町経営」『ヒストリア』八二、一九七九年。
- (10) 「幕藩初期の身分と国役」『歴史学研究』別冊『世界史の新局面と歴史像の再検討』一九七三年。
- (11) 『近江日野町志』巻上(一九三〇年、日野町教育会)二五―二頁。
- (12) 「六角氏の城下町石寺について」(前掲(3))。
- (13) 「近世都市の発達」(戦前版)『岩波講座日本歴史』第六巻、一九三四年)。
- (14) 佐々木前掲論文(1)参照。宿の押借が、定住者を対象としたものでない市場法に存在しないのは当然であり、これは恒常的な都市に適用するために付加えられたものである。
- (15) 前掲論文(13)。
- (16) 前掲(2)。なお、この徳政免除と債務破棄については、小野均(晃嗣)氏に次の様な正しい指摘があったことを補足しておきたい。「借錢借米などの破棄は」一見徳政拒否の近世的思想と相背馳するが如きも、共に新城下移住奨励策に出づるものである。徳政の拒否は既に定住せる町民の上にも及ぼさるゝも、後者は将に移住せんとするものに對するの誘引に外ならない。地方にあって借錢借米に悩める者に一つの避難所を与へ、新都市の住民を充実せんとしたのである。」(同『近世城下町の研究』一九二八年、至文堂、六六頁)。
- (17) 前掲(2)。
- (18) 朝尾直弘「安土山下町中定の第12条について」『観音寺城と佐々木六角氏』四、一九八一年)。
- (19) 元龜四年(一五七三)の上京焼打後の地子免許は信長の領地のみと

- され(脇田修『近世封建制成立史論』一九七七年、東京大学出版会、一九〇―二頁)、また天正八年(一五八〇)の播州三木の秀吉制札の地子免許条項は、勝俣氏も楽市場の属性の例として引用しているが、これは一種の偽文書であり、それについては第四章で詳述する。その他は管見の限り明証を欠く。
- (20) 天正一〇年(一五八二)一二月の蒲生氏郷日野掟では、地子・加地子共免除とされており安土と対照的だが、これは日野が新設の城下町ではなく蒲生氏の旧来の城下であり、蒲生氏の領土的土所有が貫徹していたため可能だったのではないかと思われる。また、加納楽市場が地子免許とされえたのは、戦乱でほぼ完全に欠所地となったこと、まだ「市場」の様相が強く、住人がそれほど定着していなかったこと、といった理由によると一応考えられよう。
- (21) 小野前掲論文(13)にこの点について指摘がある。木村については高木昭作氏が職人頭的存在として注目している(前掲論文(10))が、これについては改めて別稿で触れたい。
- (22) 前掲論文(18)。
- (23) 第五条。掟の全文は第二章参照。
- (24) 『信長公記』首巻。引用は奥野高広・岩沢憲彦校注の角川文庫版(一九六九年)による。以下同。
- (25) 『信長公記』首巻。
- (26) 『信長公記』巻五、元龜三年(一五七二)二月二二日条。
- (27) 前掲(2)。
- (28) 『言継卿記』永祿二年(一五六九)七月三日条。
- (29) 実際に稲葉山山麓の信長の居館から二〇町離れていたとすると惣構を越えてしまうのだが、直線距離で正確に二〇町と考える必要はななく、やはりその宿屋は惣構内であったものと思う。
- (30) 『信長公記』巻二下、天正八年(一五八〇)五月中旬条。大脇伝内については、高木豊「安土宗論拾遺」『日本歴史』一六八、一九六二年)に指摘がある。もっとも『信長公記』では「大脇伝介」となって

いるが、同一人物と見てよいだろう。

- (31) 近江八幡市有文書。注(4)に同じ。全文は注(67)に掲載した。
- (32) 「六角氏の城下町石寺について」(前掲(3))。
- (33) 安土城下町の研究は、『近江蒲生郡志』巻三(一九二二年、蒲生郡役所)、『滋賀県史蹟調査報告』第一冊安土城址(一九四二年、滋賀県)などの古典的な研究以後あまり進展していない。最近の論考としては、試案の一部を紹介していた秋田裕毅「近江湖東における近世初期城下町の一考察」(『日本城郭大系』第一巻、一九八〇年、新人物往来社)があり、同氏からは多くの御教示を得た。
- (34) 常楽寺・上豊浦・慈恩寺は明治六年(一八七三)の地引全図(地券取調総絵図)、下豊浦については明治後期と思われる小字毎の地籍図を夫々利用した。安土町役場保管の原本及び写真による。
- (35) 東康成氏所蔵文書。
- (36) 『滋賀県八幡町史』上巻(前掲(4))七六六～七頁。
- (37) ただし、東方へは町並が大きく延びる可能性がある。図2で安土山の南方に見えている、堀にはさまれて道を通している二つの帯状の土地は家臣団居住地の一部かと思われるが、これは更に東へ延びて観音寺山麓に及ぶと考えられ、更に『信長公記』には「鳥打の下江を填めさせられ町を立てさせられ」(巻一三、天正八年閏三月一六日条)、「伴天連、北南に二通り、新町・鳥打へ取続き立てさせられ候はん由」(巻一四、天正九年一〇月二〇日条)といった記事があり、「鳥打」の地名は観音寺山から西南に延びる山にあるため、そこまで町が存在したことも考えられる(秋田前掲論文(33))。六角氏の観音寺城が破却されずに、安土城下町時代にもおそらく兵の駐屯地等の形で存続していたと思われることを考えれば、ここに掲げたものが城下の中心部分であることは動かないとしても、更に広い範囲で城下のあり方を考える必要もある。
- (38) 『信長公記』巻二二、天正七年(一五七九)五月中旬条。
- (39) 『信長公記』巻二二、天正七年六月四日条。
- (40) 『信長公記』巻二二、天正七年二月一六日条は、六条河原での荒木村重一族の処刑に「青屋・河原の者」が動員されたことを記している。なお、八幡では町の東北端で長命寺へ向う街道が八幡堀に懸かる橋が「青屋橋」と呼ばれており、『滋賀県八幡町史』上巻、九〇九～一〇頁、安土と同様の例かと思われる。
- (41) 下豊浦での発掘によって、城下以前の地割が条里に沿うものであったことが明らかにされている。秋田前掲論文(33)。
- (42) 地名については、『近江蒲生郡志』巻三付図及び巻八の「土地小字名」、『安土地名伝記』(一九四〇年、安土青年学校学芸部)、善住国一氏による下豊浦の調査などを参考にし、図2には城下に関連する可能性があると思われる地名を中心に記入した。完全な悉皆調査はなおできていない。
- (43) ただ、図2のa-b間には、元禄期の村絵図に街道を横切る形で「惣構とい」と記された堀状のものが描かれており、実際に近年まで低地が残っていたと言われる(前掲『安土地名伝記』など)。その機能は不明で、安土城下の何らかの施設であった可能性もあるが、その内外で城下の性格が大きく変わるとは考え難い。
- (44) 前掲(2)。
- (45) 巻一三、天正八年閏三月一三日条。ただし、金盛五郎八は『信長公記』にはなく、池田家本『信長記』により補った。
- (46) また地名の「備中」は、この書上げには挙がっていないが、日禰野氏の一族である日禰野備中守弘就に該当するかもしれない。秋田前掲論文(33)。
- (47) 秋田前掲論文(33)。修道院の建設をめぐるルイス・フロイスは、「一部の武将たちはその地を譲渡されたいと懇願」し、また信長は「その付近にあった彼の家臣で身分ある武将たちの家屋を四・五軒除去するように命じた」としている(松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』五畿内編Ⅲ、一九七八年、中央公論社、一六頁)。
- (48) この他に常楽寺の「佐久間町」を、有力給人の屋敷を中心とする中

- 世的な屋敷群団の所在地とする見解があるが(松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究』一九六七年、吉川弘文館、一八三～四頁)、八幡に「佐久間町」が存在することから考えても、安土城下においても基本的には町屋地区であったと思われる。名称の由来は不詳だが、佐久間玄蕃入道が道場を開きし所、という伝承があり、『安土地名伝記』前掲(42)、また必ずしも人名に由来すると考える必要もない。
- (49) 『フロイス日本史』(前掲(47))一〇八頁。
- (50) 『信長公記』巻三元龜元年二月二十五日条、三月三日条、巻四元龜二年九月三日条、巻五元龜三年三月一〇日条、巻八天正三年四月二十七日条、七月十五日条。
- (51) 『近江蒲生郡志』巻八、二七七～九頁。また、慶長六年(一六〇一)の「江州諸浦ひらたの船之帳」(観音寺文書)では、常楽寺には六〇艘のひらた舟が登録されている。
- (52) 長命寺文書(京都市立所蔵影写本)。
- (53) 『信長公記』巻八、天正三年四月二十七日条は、坂本から琵琶湖を渡って「常楽寺へ御上り候」という記事であり、これからも安土築城以前から港であったことがわかる。
- (54) この他、平安期の仏像が出土していることや地名などから古代・中世寺院の存在も想定される。八幡の西本願寺別院(金台寺)は安土からの移転とされ、常楽寺の「寺内」がその所在地の跡とも考えられている(『滋賀県八幡町史』中巻、四九一～五〇五頁)が、中世寺院の跡である可能性も考えられよう。「常楽寺」は沙々貴神社の神宮寺であったともされている(『近江蒲生郡志』巻七、八三八～九頁)。
- (55) 『近江蒲生郡志』巻八、二五二～三頁。前掲(51)の「船之帳」では、豊浦にはひらた舟一八艘が登録されている。
- (56) 現在活津彦根神社の境内社。図2の「蛭子」が旧位置。
- (57) 活津彦根神社が城下以前から現在地であったかは問題だが、「正神町」は豊浦庄の「庄神」に由来すると考えられ、『滋賀県八幡町史』上巻、二二三頁)、また社名からも湖畔の現在地がふさわしいと思わ
- れる。
- (58) 元龜四年六月二日、柴田勝定・佐久間勝政連署状(沖島共有文書)。
『近江蒲生郡志』巻八、二五二頁。
なお、豊田武氏は、長命寺の結解状に天文年間に対岸の高島から豊浦などへ塩の却売が盛んに行なわれていたことが見えておりとしているが、『増訂中世日本商業史の研究』一九五二年、岩波書店、一五五頁)、史料を確認していない。
- (59) 『近江蒲生郡志』巻八、二五二頁。
- (60) 前掲(2)。また注(16)参照。
- (61) 天正十一年(一五八三)十一月一〇日武蔵国高萩新宿市法度(新編武蔵国風土記稿)高麗郡八。『新編埼玉県史』資料編六中世三)、天正十三年二月二十七日相模国荻野市法度(難波文書)『神奈川県史』資料編古代・中世三下)など。
- (62) 天正八年正月一七日羽柴秀吉制札。第四章参照。
- (63) 元龜三年(一五七二)九月三日織田信長金森宛朱印状。前掲拙稿(7)参照。
- (64) 新設でも復興でもない場合、例えば近江堅田宛の信長の掟(永禄二年(一五六九)正月一九日。堅田村旧郷土共有文書)では、
借銭・借米并うりかひのかけせん、いづれも不可為棄破事、
という債権保護のみの内容になる。(この掟(朱印状)は写だが、もし偽文書であるとしてもここでの論旨には差支えなからう。)
- (65) 天正十一年(一五八三)の浅野長吉坂本掟は、既存の都市であるが地子免許とされており(写であるが信用するとすれば)、この場合は、戦乱後であること、天正一〇年までの明智光秀の段階で土地所有関係が整理されていたと考えられることなどがそれを可能にした理由と一応考えられる。地子免許の問題についてはなお検討が必要であり、今後の課題としたい。
- (66) 八幡の形態と町名については、前掲拙稿(3)に掲載の図(足利健亮『中近世都市の歴史地理』一九八四年、地人書房、に転載)を参照さ

れたい。また、『滋賀県八幡町史』上巻、及び『近畿の市街古図』(一九七八年、鹿島出版会)には元禄く宝永ころの町絵図の写真が掲載されている。

(67)

定 八幡山下町中

- (1) 一当所中為案市申付上者、諸座・諸役・諸公事悉免許事、
 - (2) 一往還之商人、上海道相留之、上下共至当町可寄宿、并船之上下儀、近通之商舟相留之、当浦江可出入、但荷物於付下者、可為荷物主次第事、
 - (3) 一普請并伝馬免除事、付、陣在京留守、難去用、可合力事、
 - (4) 一火事之儀、於付火者、其亭主不可懸科、至自火者、遂糺明其身可追放、但依事之跡可有輕重事、
 - (5) 一咎人之儀、借屋并雖為同家、亭主不知其子細、不及口入者、亭主不可有其科、至犯過之輩者、遂糺明可処罪過事、
 - (6) 一諸色買物之儀、縦雖為盜物、買主不知之者、不可有罪科、次彼盜賊人於引付者、任古法贓物可返付事、
 - (7) 一分領中徳政雖行之、当町免許上者、於当町借遣米錢者、不可有棄破事、
 - (8) 一天正拾年一乱已前、亮懸・買懸・手付已下之事者、可為棄破、雖然質物預々物失セ不申、訴人於有之者、遂糺明可相渡事、
 - (9) 一喧嘩・口論、并国質・所質、押買・押売、宿之押借已下、一切停止事、
 - (10) 一至町中遣責使、同打入等之儀、林新左衛門尉・河瀬四郎左衛門尉兩人相届之、糺明之上可申付事、
 - (11) 一於町並居住之輩者、雖為奉公人并諸職人、家並之役儀免除之事、付、加扶持召遣諸職人等、各別事、
 - (12) 一博劣之儀、國中馬売買悉於当町中可仕事、付、当所仁有之船之儀、公儀并当城用所申付外免許事、
 - (13) 一在々所々諸市、当町江可相引事、
- 右条々、若有違背之族者、速可処嚴科者也、
- 天正拾四年六月 日

(書臣秀次)
(花押)

『滋賀県八幡町史』上巻所載の写真による。なお、同書によれば原本は四枚の継紙で、紙継目毎に秀次の花押がある。

(68) 注(16)に掲げた小野氏の指摘には、この条項が例の一つに挙げられている。

(69) 例えは、先にも触れた(注(61))後北条氏の高萩新宿市法度では、「為新宿間、一切可為不入、但、於他郷前々役致来者、其所を明、当宿へ来而有之者、不可置、若置候者、可動其役事」となっている。

(70) 蒲生氏郷が日野で来住者への課役を拒否できなかったことについては、朝尾前掲論文(18)参照。この他、前掲拙稿(7)で指摘した、金森で理不尽の催促使停止が信長令にあって佐久間甚九郎令にないことも、これと同様の例と言えるかもしれない。

(71) 秀次令第九条の徳政免除条項では、その対象が信長令では「分國中」とあったものが「分領中」となっていることにも、両者の性格の差が表われていると言えよう。

(72)

定条々

- (1) 一当町中案市之上者、諸座・諸役・諸公事悉免許之事、
 - (2) 一喧嘩・口論、并国質・所質、押買・押売令停止事、
 - (3) 一伝馬并普請、今迄如有来可相動、其外者免許之事、
 - (4) 一火事之儀、任天下御置目、自火・付火共ニ可令赦免事、
 - (5) 一咎人之事、借屋法雖為同家、亭主不知其子細、不及口入者、不可有其過、至犯過之輩者、遂糺明可処罪科事、
 - (6) 一諸色買物之儀、雖為盜物、買主不知之者不可為越度、彼盜賊人於引付者、任古法贓物可返付事、
 - (7) 一至町中遣責使、同打入等之儀、安養寺七相尋、以糺明之上可其沙汰事、
- 右条々、若於違背之輩者、速可処嚴科者也、
- 文禄三

八月二日 (京橋) 高次(花押)

八幡町中

(74) 近江八幡市有文書、『滋賀県八幡町史』上巻所載の写真による。

(75) 前掲書(16)第二章第二節。

(76) 信雄のここまでの動きには、既に意図的な城下の移転を見ることができよう。

(77) 次に全文を掲載する。

法度

- (1) 一質者五月廻り五わり五文字たるへき事、
- (2) 一札の書違候とも不苦事、
- (3) 一鼠くひ候へ、以利分内、見合算用可仕事、并ぬれ質同前事、
- (4) 一盗物質ニ取候とも不苦、但札なくへ出すへからざる事、
- (5) 一金物者月限日限札面可為如書付事、
- (6) 一上越候とも不苦事、
- (7) 一家焼蔵江火入候へ、質物置主可為損事、
- (8) 一札うせは請人を立候て請さすへし、若本札来候とも不可叶事、
- (9) 一失質へ元利算用をとけ、蔵方へ取本一倍可出事、

右之条々、不可有相違者也、依如件、

天正八年閏三月朔日

信雄在判

松ヶ島

蔵方中

〔松阪権輿雑集〕(久世兼由編著、宝曆二(一七五二)年)。引用は『松阪権輿雑集』一九一九年、三重県史談会による。

蔵方については同書に、「最初之町の長、伊豆蔵、下蔵、雲出蔵、射和蔵、美矢古蔵、鎌田蔵、右六家帯刀而蔵方と称す、蔵方とは田地商物等を質として金銀を調達するを云し由、別而伊豆蔵八代官を兼しにや、馬乗にて毛見等に出し由ニ語伝ふ」との記述がある(町の長最初蔵方と唱事)。

(78) 三井文庫所蔵。二種類あり、共に字名、道などを記した一種の村絵

図だが、一方には「天守跡」等の、城下町時代を復元的に意識した記載もある。『松阪市史』第六巻史料編文化財(一九七九年、同編纂委員会)に部分の写真が掲載されている。遺構については同書を参考にした。

(77) 現行の二千五百分一地形図をベースに作成したが、「殿町」周辺の堀部分などは後に水田化のために削って広げられたものと思われ、これがそのまま城下町当時の状況と言えるわけではない。

地名は小字名と絵図の記載により、道路は絵図と地籍図などをもとに記入してある。

(78) この他、検地帳には「城の内」、「日の丸」、「南の丸」などの地名が見えており、この付近と思われるが、現在の所明らかでない。検地帳は、寛永十一年(一六三四)、慶安二年(一六四九)、明暦三年(一六五七)のものなどが現存し、『松阪市史』第四巻史料編検地帳(1)(一九七六年)に収録されている。

(79) 検地帳には更に「魚町」、「梅や町」、「ほろく町」などの地名も見えており、その位置を明らかにしていないが、記載順からおよその位置がわかるものもあり、ほぼこの範囲に含まれるものと思われる。

(80) 検地帳には、この他「西市は」、「東市は」が一筆ずつが見えてい

る。

(81) 『近江日野町志』巻上(前掲(11))、二七三頁。

(82) 暦応二年六月日、醍醐寺所司等申状。「曾禰庄と平信兼」(『日本史研究』二三四、一九八二年)。

(83) 潮の干満によって渡河点が三ヶ所に変ったという「三渡」は平安期以来紀行文に頻出している(福田秀一、ブルジョウ・ヘルベルト編著『日本紀行文学便覧』一九七五年、武蔵野書院、参照)。

(84) (82)に同。

(85) 網野善彦「中世の桑名について」(『名古屋大学文学部研究論集』七四、一九七八年)。

(86) 『三重県の地名』(日本歴史地名大系、一九八三年、平凡社)、『角川

日本地名大辞典 三重県(一九八三年)は、共に「細波(細頸)」を松ヶ島のごとし、松崎浦とは区別している。

(87) 伊勢湾岸の浦々の多くを書上げた『信長公記』巻七、天正二年七月一日条にも、「ほそくみ」のみがあつて、松崎浦の名は見えない。

(88) 福江八郎『松ヶ崎郷土誌』(一九五九年、松阪市公民館松ヶ崎分館)。

(89) 前掲論文(85)。

(90) 『三重県の地名』(前掲(86))。

(91) 「松ヶ島村地松崎浦御米蔵絵図面」(三井文庫蔵。明治初年か)による。図4では松崎村役場。現在は松阪市役所松ヶ崎出張所。

(92) 『三重県の地名』(前掲(86))。網野氏は何故か「齋宮のすぐ東の地」としている。

(93) 前掲書(86)。
前掲(88)の『信長公記』の浦々書上げにも「平尾」が見えており、角川文庫版の脚注は四日市市平尾町とするが、内陸であつて考え難く、やはりこの松阪市の平尾であると思われる。松ヶ島城下町建設時にもなお港であつたことにならう。なお、平尾は飯高郡、松崎浦(細波)は一志郡に属している(図4参照)。

(94) この様な中世来の港町と近世初頭の城下町の複合はそれ自体興味深い問題であり、伊勢湾岸でも対岸の知多大野と織田有楽斎長益の大草城の例を挙げることができ、また著名な博多と福岡の複合は、こうした近世初頭の歴史的所産が近世を通じて存続した例である。

(95) その形態については、図4、及び『松阪権輿雑集』所載の絵図(小野前掲書(16))にも転載)を参照。

(96) 松坂の中でもやはり参宮街道の両側町であり、「旅宿屋」を営む者が多かったこと(『松阪権輿雑集』「平生町之事」)は、かつての平尾の宿を移転させたことの反映かと思われ、興味深い。

(97) 豊田武『封建都市』(一九五二年、岩波書店)一〇〇頁。
(98) 例えば、条数は全一二条だが、最後の第一二条は「普請之事」以下

が別内容で不自然である。秀次の八幡掟はあえて二三条として信長の安土掟に合わせたらしいが、この松坂掟も、もとは一三条だった可能性があらう。

(99) 年末詳九月五日「枝木明朝等連署書状」(仲村研編『今堀日吉神社文書集成』一八七)、(永禄元年)九月二十六日「枝村窓中申状案」(同二〇一)。

「十案」の語のこうした用例は案名と松坂のみであり、ある程度地域的な用語だったかもしれない。なお、蒲生氏郷は日野掟でも「案売案買」という表現を用いており、「案市」という語の使用はあえて避けているらしい。市でない場を案市と呼ぶことを嫌ったものか、案市令の系譜関係を考える上でも興味深い。

(100) 前掲(85)。

(101) 「案市場と案市令」(前掲(6))の、『戦国法成立史論』での注。
(102) 天正二年(一五八四)六月。西田文書。『近江日野町志』巻上(前掲(11))五三六〜三七頁に写真が掲載されている。

(103) 現存するのは飯高郡田原村のみだが、それ以外の村でもこの年に検地が行なわれたことは確実視されている(『松阪市史』第四卷、前掲(78)、六頁)。

(104) 小野前掲論文(13)。

(105) 前掲論文(一)。

(106) 地域的まとまりとしては置賜地方として扱うのが妥当だが、ここでは便宜上、図6に示した、現在の川西町・南陽市・高島町・米沢市の平地部を対象とする。

(107) 「封建領土の町」支配の権限(『日本歴史』二八四、一九七二年)。
(108) 「下賜録」の引用は、豊田武・加藤優『晴宗公采地下賜録』とその考察(『日本文化研究所研究報告』別巻第四集、一九六六年)による。

(109) 明治二六年(一八九三)九月、川西町役場税務課保管。
(110) 洲島については、「天正年間栖島城外濠の概図」という絵図が存在

し(大河原謙太郎「栖島城址について」『置賜文化』五〇、一九七一年、及び『日本城郭大系』三、一九八一年、新人物往來社)、それにも城館址らしく描かれており、家臣の屋敷などかと思われるが、この他空中写真によれば、更に図の左外にも五〇m四方ほどの古い館跡と思われる地割があり、この様に近接して複数の館跡が存在する例はこの地方では他にも多く、その相互関係は今後検討すべき課題であらう。

(111) 「新町は「桐町」とも書かれており、アラマチと読むらしい。この地方に多い地名だが、米町の意で必ずしも新しい町であることを意味しないことが指摘されている(小林清治「伊達氏時代の米沢城下」『地方史研究』五一、一九六一年)。

(112) 市場遺構については、慶安四年(一六五二)に定められた馬市開市の定(『米沢市史』一九四四年、米沢市役所、一一〇〇頁)には、市の開かれる一ヶ所の一つとして栖之島が見えており、市の遺構はこれにも関係すると思われるが、しかし他の開市箇所にもこうした施設が備わっているとは限らないので、この遺構の起源自体はやはり伊達時代の城下に求めてよいと思われる。

(113) 記入した大字名は、中世に小城下町的存在が予想されるもの。記号は大字毎に館・市の関係地名と宿地名を落としたものであり、位置未確認のものは、大字レベル以上には正確な位置でなく、館関係地名の場合、大字内に二個以上がある場合は、遺構が確認できるもの以外は記号は一個のみ記してある。また、市関係地名は、上小松など近世において市であるものもあり、どこまで中世の様相を示しているかは確証がない。館関係地名については蓋然性は相当高いと思われるが、いずれにせよ本図は分布図としては極めて不十分であり、個別研究の進展の上で今後補訂を試みたい。(既に大塚城を扱った、渋谷敏己「置賜地方の『館』とその特色」『日本城郭大系』三、前掲(110)などの研究がある。)なお、地名については、『角川日本地名大辞典』山形県(一九八一年)所載の「小字一覽」によった。

(114) 『川西町史』上巻(一九七九年、川西町)三九六頁。

(115) 注(109)に同。

(116) 『結城市史』第四巻古代中世通史編(一九八四年、結城市)七二二～四頁。

(117) 福田豊彦『平将門』(岩波新書、一九八一年)九八～一〇七頁。

(118) 例えば洲島では、「下賜録」以前の領主である富塚近江は、既にここを本領として一円知行する領主ではない(小林清治「大名権力の形成」『中世奥羽の世界』一九七八年、東京大学出版会)。米沢盆地は伊達氏の本拠であるため、特にこうした性格が進んでいる(渋谷敏己「伊達氏の領国支配の強化と諸役特権」『晴宗公采地下賜録』にみる置賜地方を中心として)『山形史学研究』一五、一九七九年、参照)。

(119) 「館」と「町」のより密着した形態として、山形盆地の、館を中心同心円的に町が広がる「回字型」とも言われる一群の城下町が存在が長井政太郎氏によって指摘されている(藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説』中世編、一九七五年、吉川弘文館、二五〇～二頁)。

(120) 前掲(2)。なお、ここでは伊達領国と土佐の事例との類似性を指摘したが、地域性を論じるためには、更に東国的性格などについても論じる必要があると思われる、今後の課題としたい。

(121) 長井政太郎「市神と市神祭」『民間伝承』一一一六・七合併号、一九四七年)。

(122) 年未詳六月七日小幡商人申状案(『今堀日吉神社文書集成』一一〇)。

(123) 武州文書、埼玉郡(『新編埼玉県史』資料編五中世一)。豊田武「増訂日本中世商業史の研究」(前掲(58)三〇九～一〇頁参照。なお、この史料の年代は判然とせず、本文には「本書者延文六年九月九日、今書(四二五)永廿二年七月廿日」とあるが、「延文六年」は改元のため九月がないことから明らかに偽りであり、一応「永廿二年」をとっておきたい)。

(124) 『新編会津風土記』巻一六。豊田武前掲書(58)四四八～五三三頁、小林清治「近世城下町の成立と初期町人の系譜」(『歴史評論』一〇九、

一九五九年) 参照。

(125) 天文二年(一五三三)三月三日「蔵方之掟之事」(『中世法制史料集』第三卷)。

(126) 城・要書制については、小林清治編『仙台城と仙台領の城・要書』(一九八二年、名著出版) 参照。

(127) 鈴木充「伊丹城」(『地域研究』四、一九七五年)、『日本城郭大系』二(大阪・兵庫(一九八一年、新人物往來社))。

(128) 『撰津高槻城』(高槻市文化財報告書第一四冊、一九八四年)。

(129) 一九八四年一〇月二八日「中世城郭を考えるシンポジウム」での瀬川健氏の報告。

(130) 脇田修「近世前期先進地域における都市と商品流通」(『歴史学研究』二二九、一九五九年) 参照。

(131) この時期の一連の都市法は、そもそも永続的な効力があつたわけではなく、なお戦時に出された違乱停止の制札などに近い性質を持つているものと思われる。制札・禁制という文書様式自体について検討が必要であろう。

(132) 永島福太郎責任編集、一九五二年、同刊行委員会。
なお、制札は早く松本彦次郎によって紹介されている(『播州三木町に於ける職業組合』『史学雑誌』三〇―三、一九一九年。同『日本文化史論』一九四二年、河出書房)。

(133) 三木市有文書一(『三木町有古文書』一)。

(134) 第二条が債務破棄の時限を決めたもので、その対象を限定したものでないことについては別稿(前掲(2))で述べた。

(135) 小野前掲書(16)九四―五頁、豊田前掲書(97)一〇三―四頁、など。

(136) 前掲論文(6)。

(137) 前掲(2)。

(138) 実際に読み取れる部分は『三木町有古文書』と若干異なり、同書の誤脱の訂正を含めて次に第三条と第四条を掲げておく。

(3) 一 まじき事、付商之まかり銭これをのそくへき事

(4) 一 一粒一銭 (有カ) (乏カ) □ □ 單におみてハ」直訴すへき事、

なお、『三木市史』(一九七〇年、三木市役所) 口絵には制札の写真が掲載されている。原本もそれ以上には判読し難い。

(139) 『三木市史』など。
(140) 『豊鑑』。

(141) 以上『三木市史』による。

(142) 三木市有文書五(『三木町有古文書』三)。
(143) なお、小笠原氏自身の城下明石も、元和元年に地子免許となつている(小野前掲書(16)一〇一頁)。

(144) 三木市有文書八(『三木町有古文書』六)。

(145) 三木市有文書五七三。『三木町有古文書』はなぜかこれを写とし、口絵写真及び本文には写である五七二号を掲載しているが、この五七三号には印があり、原本に間違いない。

(146) この間の経緯は、宝永五年(一七〇八)時の地子免許願書(三木市有文書一一、『三木町有古文書』八)に詳述されている。

(147) 三木市有文書九・一〇(『三木町有古文書』七)、『三木町有古文書』は九号を原本、一〇号を写とするが、共に印はなく写である。

(148) 前掲(146)。
(149) 延宝検地帳では、屋敷地は「古檢ナシ」となっている。池田氏の検地については、『三木市史』参照。

(150) この様な作為を知ってか知らずか、地子賦課を幕閣の判断で撤回したことはそれ自体大変興味深い。また、この制札については、本要寺の味噌桶の蓋であつたものが発見されたと伝えられており、磨滅していることと言いつてあつたのか、或いは改竄の痛みからどこからか生じたものか、これも面白い現象である。

(151) 『兵庫興美囊郡誌』(一九二六年、美囊郡教育会) 八二三頁。

(152) 『本要寺雑考』(『本要寺文庫』七、一九八一年、本要寺)。

(153) 前掲(2)。
(154) 前掲(7)。

(155) 寺社の持つこうした文書保管機能については、網野善彦「海民の社会と歴史(一)」(『社会史研究』一、一九八二年)が触れている。

勝俣氏は加納や金森で文書が寺院に伝来することを寺内町に対する安堵と見なしている(前掲論文(6))が、文書の伝来の歴史的意義を見誤ったものと言わざるを得ない。

(156) 中巻、七七四～八〇頁。

八幡では文政五年(一八二二)にこの「御朱印」の有無が問題となつて「御朱印騒動」と呼ばれる事件に発展するが、この時には町代表二名が江戸へ下つて工作に当り、結局元の通りの特権を得たという、三木の事例とよく似た歴史がある。

なおこの他にも同様の事例として、金森で元禄期に信長の朱印状を根拠に伝馬役の免除を図つた例がある(『野洲郡史』下巻、一九二七年、野洲郡教育会、四七四～七頁)が、これは惣代が江戸へ下り、領主の水野氏へ公儀への願上げを訴訟した所、手錠・入牢も恐れなければ取り次ぐなどと恫喝されて引下つたと伝えられている(善立寺所蔵の同寺由緒書による。前掲拙稿(7)参照)。

(京都大学研修員)